第２期

備前市子ども・子育て支援事業計画

令和２年度～令和６年度

令和２年３月

備　前　市

はじめに

現在の日本において、人口減少の問題は解決すべき重要な課題となっており、備前市でもその例に漏れません。

その解決のために、子どもを産み育てることに喜びを感じられる市を目指し、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを市全体で応援するため、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間を計画期間とした、第 1 期「備前市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、国に先駆けて 0 歳児からの保育料無償化を行うなど、様々な子育て施策を実施してまいりました。

このたび、第 1 期の計画期間が満了することとなりましたが、依然として人口減少は継続しており、加えて児童虐待対策、子どもの貧困対策、待機児童対策など、子ども・子育てに対する施策は重要度を増しており、継続して事業に取り組んでいく必要があります。

そこで、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とした、第 2 期「子ども・子育て支援事業計画」を作成する運びとなりました。

市の総合計画では、「ひとつの備前市」としてのまちづくりをテーマに「教育のまち」を将来像に掲げ、子どもを通じて市民が一つとなろうとするストーリーを描いています。子どもの健やかな育ちは、市にとって最大の資源である「人づくり」の基礎であり、子どもの育ちと子育てを支援することが、未来への投資と考えるところであります。

子育て支援は、家庭をはじめ社会全体で子育て世代を支えていくことに尽きると言えます。市の将来を担う子どもたちが、健やかに育つことができるまち「備前」をつくり上げていくために、市民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

最後に本計画策定に当たり、ご尽力いただきました備前市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、市の子育て施策にご協力いただいている多くの市民・団体の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

備前市長　田　原　隆　雄

◇ 目　次 ◇

第１章　計画策定にあたって 1
　１　計画策定の趣旨 1
　２　子ども・子育て支援制度の動向 2
　３　計画の位置づけ 4
　４　計画の期間 4
　５　計画策定のプロセス 5
第２章　子ども・子育てをめぐる状況 6
　１　統計からみる備前市の状況 6
　２　教育・保育の状況 11
　３　ニーズ調査結果の概要 15
　４　第１期備前市子ども・子育て支援事業計画の評価 29
　５　備前市の子ども・子育てを取り巻く課題 32
第３章　計画の基本的な考え方 35
　１　基本理念 35
　２　基本目標 36
　３　施策体系 36
第４章　施策の展開 38
　基本目標１　　地域で守る子どもの権利　一人ひとりが豊かに育つ環境の継承 38
　基本目標２　　地域で支えるこころのゆとり　仕事と子育ての調和の実現 48
第５章　計画における数値目標及び確保方策 57
　１　区域設定 57
　２　幼児教育・保育の量の見込みと提供体制 58
　３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 63
第６章　計画の推進 79
　１　庁内における各課の連携強化 79
　２　関係機関や市民との協力 79
　３　国・県との連携 79
　４　計画の点検評価 79
資料編 80
　資料１　備前市子ども・子育て会議条例 80
　資料２　備前市子ども・子育て支援対策会議規程 82
　資料３　備前市子ども・子育て会議委員名簿 84
　資料４　用語定義 85

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

わが国においては、急速に少子高齢化が進行しています。それは晩婚化、晩産化、未婚化の進行などが原因としてあげられますが、子育ての経済的負担感や、経済情勢等による新たに子どもを持つことへのためらいなど、社会環境の変化に伴う様々な要因も顕在化してきました。少子化の進行が継続すれば、将来的には労働力・消費市場の縮小や社会保障負担の増大、子どもの社会性や自主性の低下など、社会全体に深刻な影響が予想されます。

さらに、共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化、児童虐待の問題など子育て家庭を取り巻く環境も変化してきています。

国は、平成15年７月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を、迅速かつ重点的に整備するよう定めるとともに、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善が盛り込まれた「子ども・子育て関連３法」を制定しました。

また、平成28年には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、若者の雇用の安定・待遇の改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられました。

さらに、平成31年２月には、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

本市では、平成27年３月に「備前市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として、子育て支援施策を積極的に推進してきました。このたび、「備前市子ども・子育て支援事業計画」が計画期間満了となることに伴い、本市の子ども・子育てをめぐる状況や計画の進捗状況を評価・検証し、子ども・子育て支援に向けた取組をさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第２期備前市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2　子ども・子育て支援制度の動向

本計画の策定にあたっては、第１期計画策定時の考え方を踏まえつつ、子育て安心プランや今後国や県から発表される方針等に基づいて改定することとなります。主な政策動向には、以下のような内容があります。

幼児教育･保育の無償化

平成 29 年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について 2017（骨太の方針 2017）」において実施が提言されており、その後、平成 30 年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。

令和元年 10 月より、教育・保育施設の利用料が無償化されました。

子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年６月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を令和２年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年３月 30 日告示・４月１日施行）の改正が行われました。

放課後児童クラブの受け入れ拡大

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上等を受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の教室を全国で１万箇所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講じます。

教育振興基本計画の改正による超スマート社会への対応

国では平成 30 年に第３期教育振興基本計画が閣議決定され、「生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化」し、人生 100 年時代の到来に耐えうるマルチステージの人生モデルが提案されました。

特に、超スマート社会（Society5.0）時代の到来を見据え、生産･流通･販売、交通、健康･医療、金融、公共サービス等の幅広い産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化等に対応する人材を育てるため、様々な体験学習やキャリア教育を取り入れた教育改革を進めていくことが求められています。

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組

2015 年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」には、2030 年までの目標達成を目指した先進国も含めた国際社会の共通の課題が掲げられています。17 の目標と 169 のターゲットからなる包括的な目標には、生涯にわたる公正で質の高い教育の確保をはじめ、子どもに対するあらゆる形態の暴力の根絶、子どもの貧困の削減など、子どもに関する内容も多く盛り込まれました。子どもたちの“誰ひとり取り残されない”よう、民間企業を含む多様な関係者間の連携と取組が重視されています。

3　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、すべての子育て家庭を対象として、本市が今後推進していく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

また、本市では、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとします。

本計画は、様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるため、「備前市総合計画」をはじめ「備前市地域福祉計画」、「備前市男女共同参画基本計画」、「健康びぜん21・備前市食育推進計画」、「備前市自殺対策計画」、「備前市障がい者計画」などの諸計画との整合性を図りながら定めます。

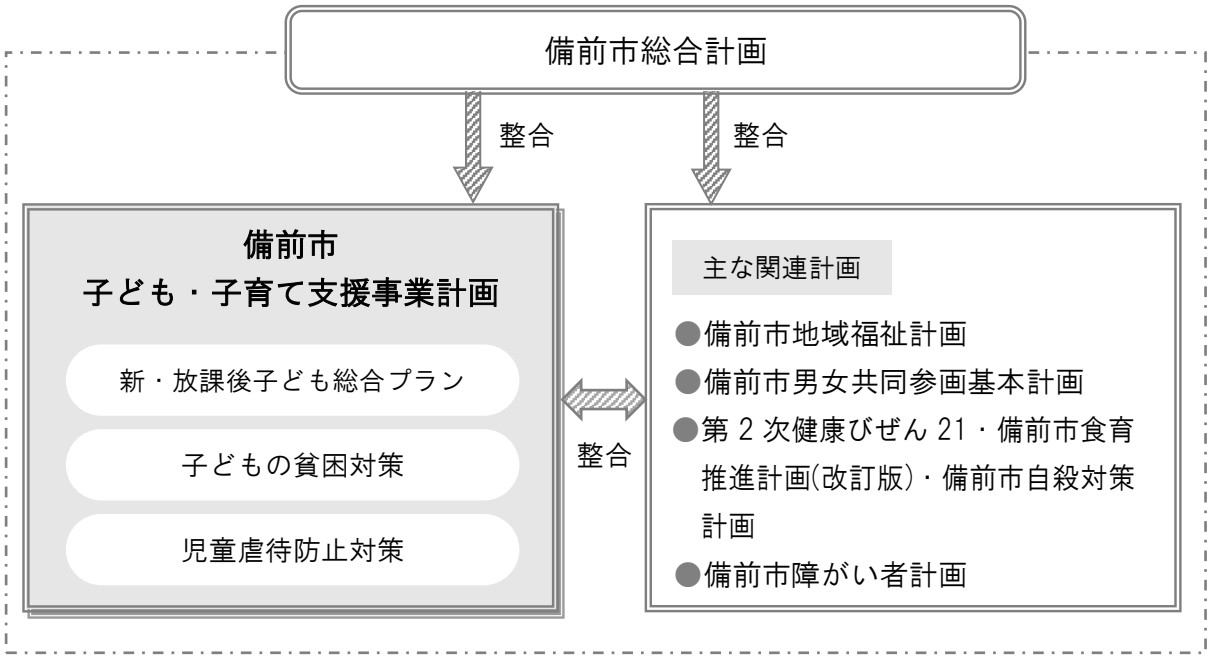

4　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

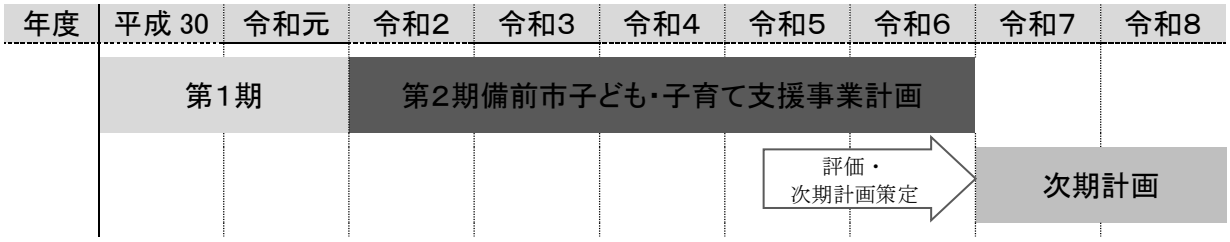

５　計画策定のプロセス

（１）アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたっては、子育てに関する現状や生活実態、本市の施策に関する意見や要望などを把握するため、未就学児や小学生の保護者に対するニーズ調査を実施しました。

（２）子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたって、関係者の意見を十分に反映させるため、子育てに関する団体などの代表者や学識経験者により構成される「備前市子ども・子育て会議」を開催し、子育て支援施策等の検討にあたっての貴重なご意見をいただきました。

（３）パブリックコメントの実施

市民の意見を幅広く聴取し計画に反映させるため、ホームページ等で計画案を公表しパブリックコメントを実施しました。

第２章　子ども・子育てをめぐる状況

１　統計からみる備前市の状況

（１）人口・世帯の状況

人口は平成７年の44,855人から平成27年では35,179人へと9,676人減少しています。また、世帯数は13,878世帯となっており人口と比べて緩やかな減少で推移しています。

人口は減少しているにもかかわらず、世帯数に大きな変化がみられないため、世帯あたり人数は、平成７年の3.11人から平成27年では2.53人へと減少しています。

■人口及び一般世帯数の推移

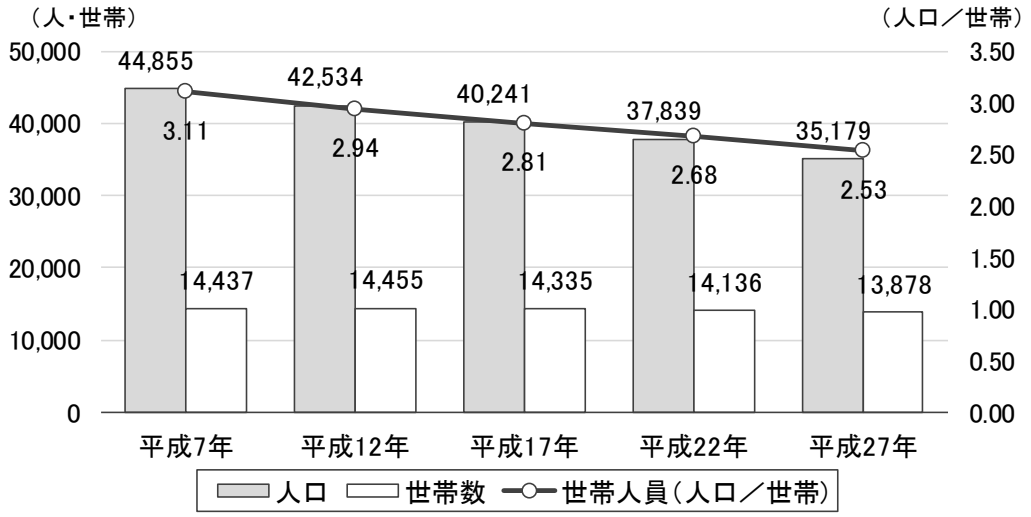

資料：国勢調査

■人口・世帯数の伸び率の推移（平成7年を 100.0 とした数値）

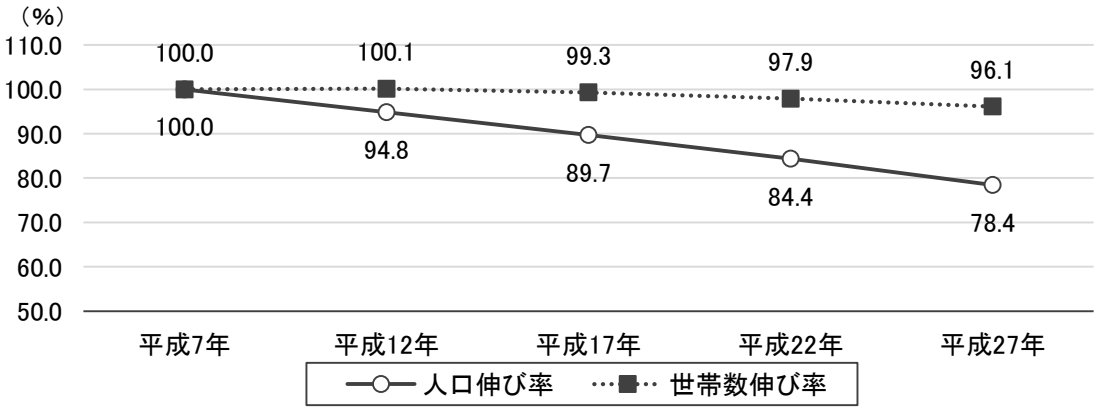

資料：国勢調査

（２） 年齢別人口の推移

年齢区分別人口構成は、平成７年では15.6%を占めていた「15歳未満人口」は、平成27年で10.1%と大幅に減少しています。一方で65歳以上人口は19.7%から36.3%へと増加しており、少子高齢化の進行が伺えます。

■年齢3区分別人口構成比の推移

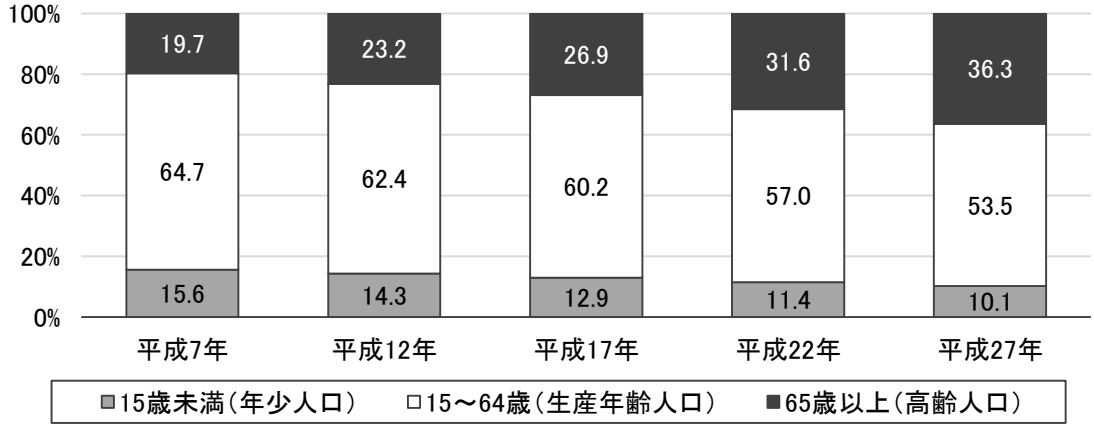

資料：国勢調査

（３） 人口動態

出生・死亡からみる「自然動態」は死亡人数が出生人数を上回っている自然減にあり、毎年300人台の減少となっています。

また、転入・転出からみる「社会動態」も同様に、転出が転入を上回る社会減となり100人～200人台の減少となっています。

平成29年の「人口動態」は、自然動態がマイナス389人、社会動態がマイナス182人、合計571人の人口減少となっています。

■人口動態の推移　　単位：人

	自然動態			社会動態			人口動態
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 25 年	215	548	−333	1,151	1,429	−278	−611
平成 26 年	188	532	−344	1,084	1,344	−260	−604
平成 27 年	215	545	−330	1,187	1,302	−115	−445
平成 28 年	171	550	−379	1,033	1,315	−282	−661
平成 29 年	186	575	−389	1,079	1,261	−182	−571

資料：岡山県毎月流動人口調査

（４）婚姻件数等の推移

平成27年の年齢別の未婚率については、25～29歳では67.7%、30～34歳では46.3%、35～39歳では34.5%と、30歳代が婚姻年齢の中心であることが伺えます。

男女の20歳代・30歳代の未婚率の推移をみると、各年齢層において増加傾向で推移しています。

■年齢別既婚者･未婚者の状況

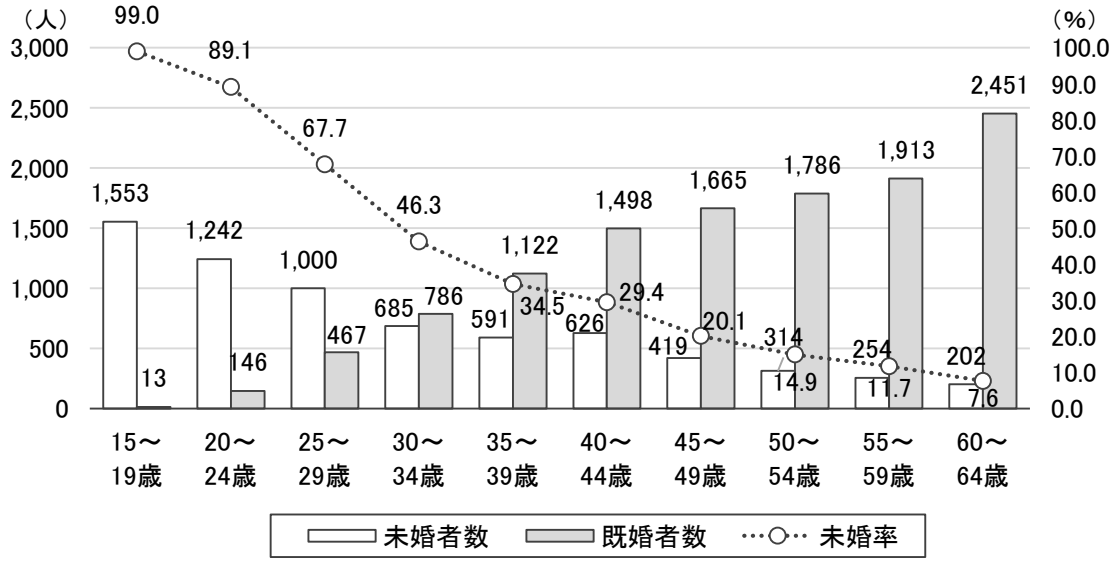

資料:平成 27 年　国勢調査

■男性の未婚率の推移

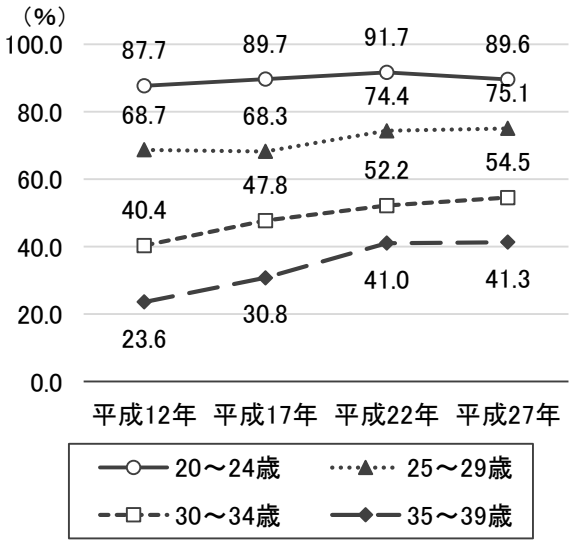

■女性の未婚率の推移

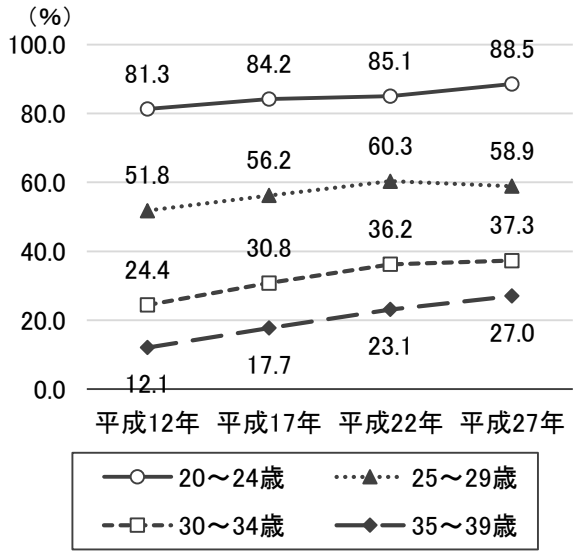

資料:国勢調査

（５）世帯構成の状況

世帯は「単独世帯」「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子どもからなる世帯」が増加しており、「夫婦と子どもからなる世帯」「核家族以外の世帯」が減少していることがわかります。

■世帯構成の推移

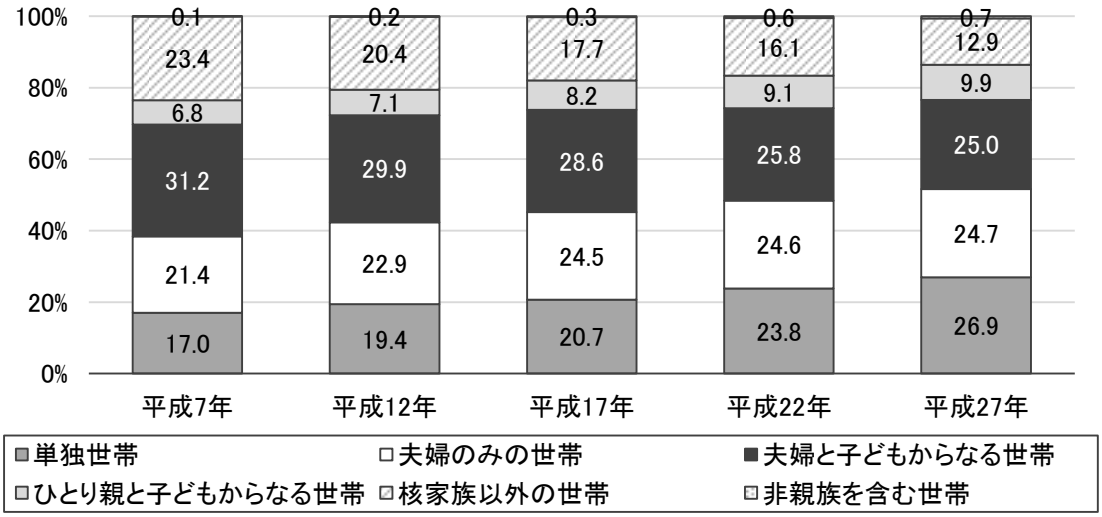

資料：国勢調査

■世帯数の推移　　単位：上段 人、下段 %

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数	14,437	14,455	14,314	14,111	13,838
単独世帯	2,454	2,806	2,956	3,358	3,721
	17.0	19.4	20.7	23.8	26.9
核家族世帯	8,587	8,669	8,779	8,400	8,236
	59.5	60.0	61.3	59.5	59.5
夫婦のみの世帯	3,088	3,314	3,509	3,472	3,416
	21.4	22.9	24.5	24.6	24.7
夫婦と子どもからなる世帯	4,511	4,329	4,099	3,644	3,456
	31.2	29.9	28.6	25.8	25.0
ひとり親と子どもからなる世帯	988	1,026	1,171	1,284	1,364
	6.8	7.1	8.2	9.1	9.9
核家族以外の世帯	3,385	2,954	2,537	2,272	1,785
	23.4	20.4	17.7	16.1	12.9
非親族を含む世帯	11	26	42	81	92
	0.1	0.2	0.3	0.6	0.7

資料：国勢調査

（６）就労状況

平成27年における女性の年齢別労働力率は、35～50歳代にかけて岡山県と比べて高くなっていますが、以降の年齢層では低くなっています。

平成22年と比べて20歳代後半以降の労働力率は増加している年代が多く、子育てをしながら働く女性が増加している状況が伺えます。

■女性の年齢別労働力率の全国･県との比較

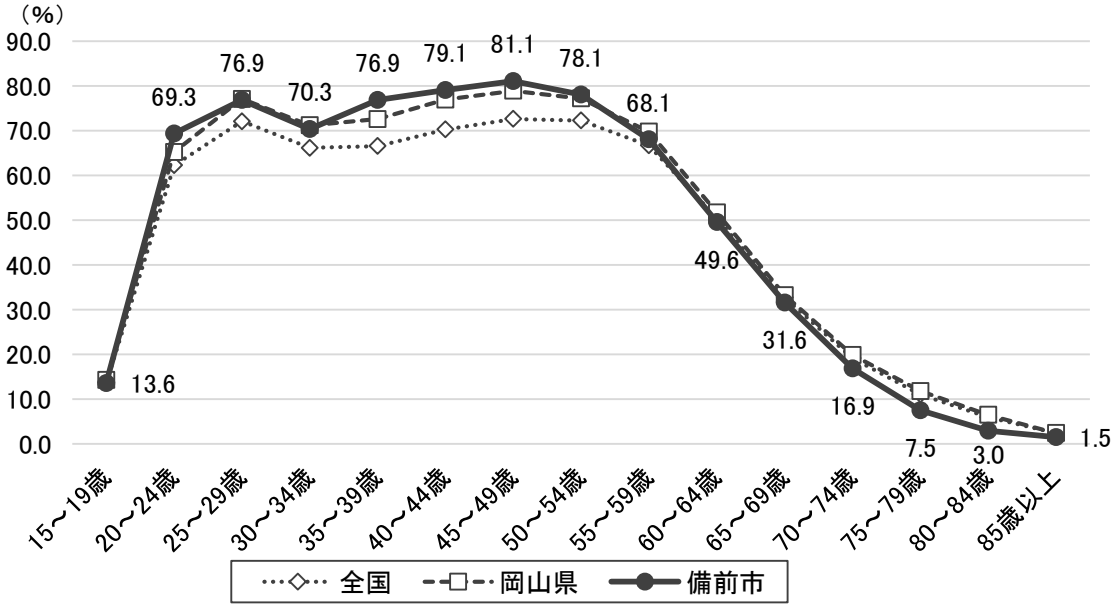

資料:平成 27 年　国勢調査

■女性の年齢別労働力率の推移と比較　　単位:%

	備前市		岡山県	全国
	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
15～19 歳	12.8	13.6	14.3	14.1
20～24 歳	68.4	69.3	65.2	61.9
25～29 歳	72.7	76.9	77.1	77.3
30～34 歳	70.4	70.3	71.2	75.8
35～39 歳	72.3	76.9	72.6	77.0
40～44 歳	74.3	79.1	76.9	79.3
45～49 歳	78.7	81.1	78.9	80.5
50～54 歳	73.8	78.1	77.2	80.8
55～59 歳	64.5	68.1	69.8	77.8
60～64 歳	45.2	49.6	51.7	63.6
65～69 歳	24.0	31.6	33.2	43.1
70～74 歳	13.4	16.9	19.9	26.0
75～79 歳	5.9	7.5	11.8	15.6
80～84 歳	3.9	3.0	6.5	9.0
85 歳以上	1.9	1.5	2.4	3.9

資料:国勢調査

2　教育・保育の状況

（１）教育・保育施設の状況

本市内にある教育・保育施設数をみると、子ども・子育て支援新制度のスタート以降、保育園や幼稚園の認定こども園への移行が進み、平成30年では市内に５園設置されています。小学校は統合が行われ、平成29年から10校となっています。

■教育･保育施設数の推移　　単位：園･校

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
保育園数	12	8	8	6	6
認定こども園数	―	3	3	4	5
幼稚園数	9	6	6	4	3
小学校数	13	13	12	10	10

資料：幼児教育課･学校教育課

（２）保育園の状況

保育園入園児童数の状況は、平成26年の497人から平成30年では715人と増加しており、少子化の一方で働く女性の増加が保育ニーズの増加につながっている状況が伺えます。

■保育園入園児童数の推移

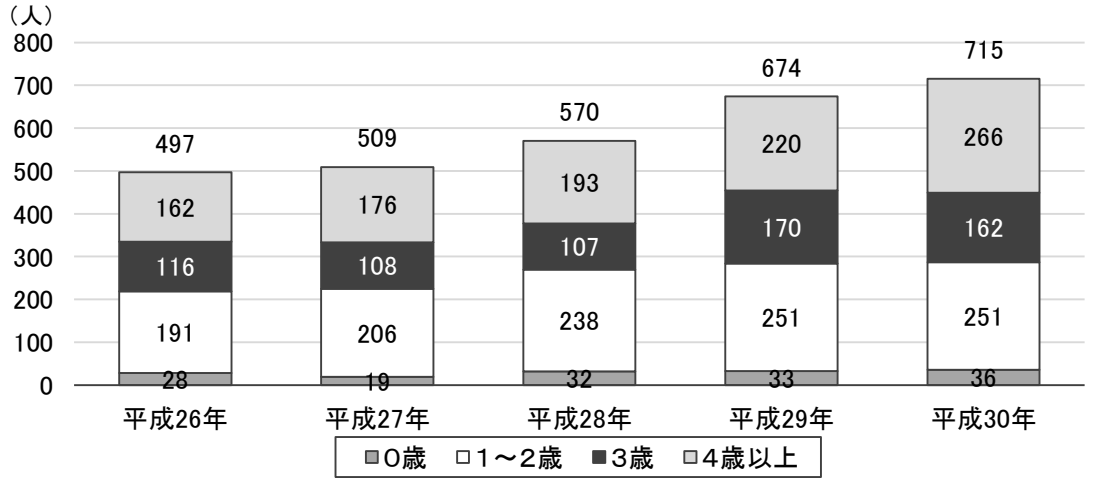

資料：幼児教育課（各年4月1日）

■保育園の概況

		単位	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
経営別施設数	市立	園	11	7	7	6	6
	私立	園	1	1	1	1	0
保育士数		人	78	78	77	71	70
学齢前児童数		人	1,298	1,262	1,252	1,208	1,191
入園児童数		人	497	509	570	674	715
定員		人	706	711	701	776	800
入園率		%	38.3	40.3	45.5	55.8	60.0

資料：幼児教育課（各年4月1日）

（３）認定こども園の状況

認定こども園入園児童数の状況は、園の整備が進んだことにより、平成27年の253人から平成30年では442人と増加しています。利用者の多くは保育利用の２号・３号認定利用となっています。

■認定こども園入園児童者数の推移

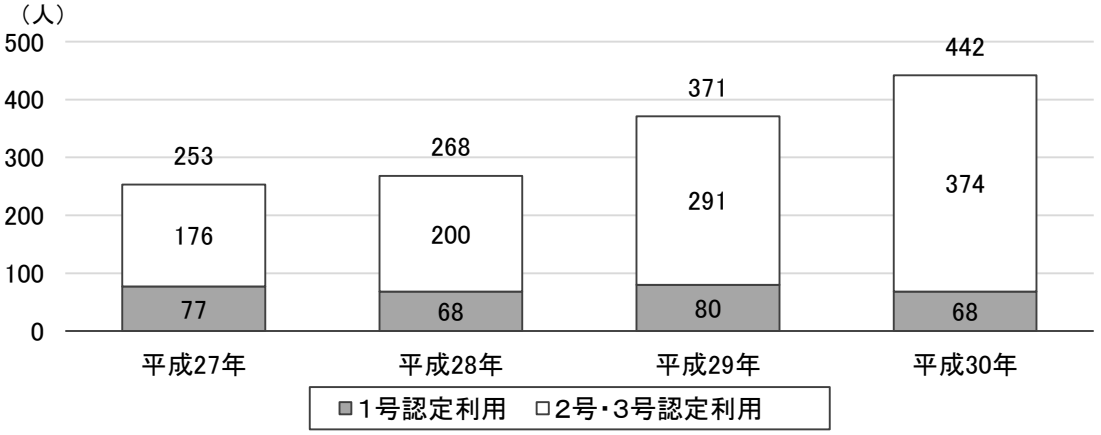

資料：幼児教育課（各年5月1日）

■認定こども園の概況　　単位：人

			定員	入園児童数			
				平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
市立	香登	1号	15	―	―	―	6
		2号・3号	69	―	―	―	52
	伊里	1号	85	37	34	27	25
		2号・3号	100	66	90	96	97
	片上	1号	42	27	19	12	9
		2号・3号	86	71	71	78	79
	三石	1号	30	13	15	13	9
		2号・3号	45	39	39	36	45
	吉永	1号	65	―	―	28	19
		2号・3号	120	―	―	81	101
計		1号	237	77	68	80	68
		2号・3号	420	176	200	291	374

資料：幼児教育課（各年5月1日）

（４）幼稚園の状況

幼稚園は園数の減少に伴い入園児童数も減少傾向にあり、平成26年の309人から平成30年では96人まで減少しています。

市内３園の幼稚園で園児を受け入れており、学級あたり園児数は、地区により差がある状況です。

■幼稚園入園児童者数の推移

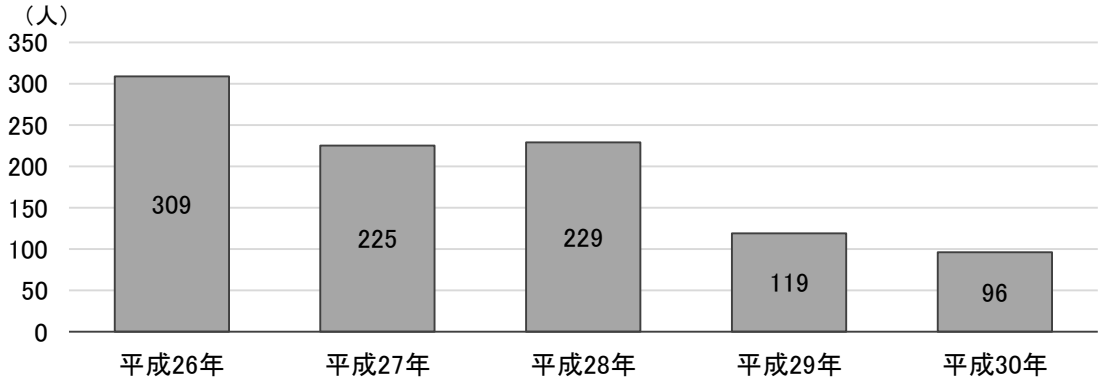

資料：幼児教育課（各年5月1日）

■平成 30 年の幼稚園の概況

	学級数	園児数			1学級あたり園児数
		総数	男	女	
総数	6	96	48	48	16.0
伊部	2	21	11	10	10.5
東鶴山	1	7	2	5	7
日生	3	68	35	33	22.7

資料：幼児教育課（平成 30 年5月1日）

（５）小学校の状況

小学校の状況は、平成30年で市内校に1,333人の児童が在籍しており、学級あたり児童数は、地区により大きな差がある状況です。

■小学校児童数の推移

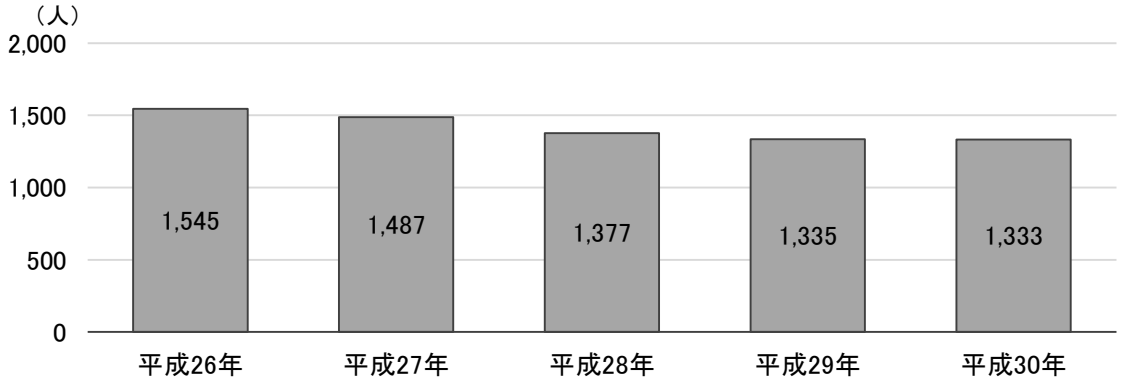

資料：教育委員会（各年5月1日）

■平成 30 年の小学校の概況

	学級数	児童数			1学級あたり児童数
		総数	男	女	
総数	82	1,333	722	611	16.3
西鶴山	7	66	38	28	9.4
香登	8	105	52	53	13.1
伊部	14	281	155	126	20.1
片上	8	135	74	61	16.9
伊里	10	195	97	98	19.5
東鶴山	5	39	22	17	7.8
三石	6	64	36	28	10.7
日生西	7	111	59	52	15.9
日生東	8	131	82	49	16.4
吉永	9	206	107	99	22.9

資料：教育委員会（平成 30 年5月1日）

3　ニーズ調査結果の概要

「備前市子ども・子育て支援事業計画」において、確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、現在の利用状況や今後の利用希望を把握するとともに、保護者が、子育てについて日頃考えておられることなどをお伺いし、それらを計画に反映するために実施しました。

◆調査設計

調査地域	市全域
調査対象者	平成30年10月１日現在、備前市に住んでいる就学前・小学生児童がいる全世帯の皆様
抽出方法	就学前1,322人　小学生1,342人
調査期間	平成31年1月8日～平成31年1月18日まで
調査方法	郵送及び保育園・学校等関係機関通じての配布回収

◆回収数と回収率

調査票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査票	1,322 票	957 票	72.4%
小学校児童用調査票	1,342 票	1,166 票	86.9%
合計	2,664 票	2,123 票	79.7%

（１） 家庭の状況

① 日ごろ、お子さんをみてもらえる親族･知人の有無

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無について、就学前・小学生ともに祖父母等にみてもらっている人が５割前後で高くなっています。

前回調査の就学前を比較してみると、同程度の割合となっています。

■日ごろ、あて名のお子さんをみてもらえる親族や知人の有無（複数回答）

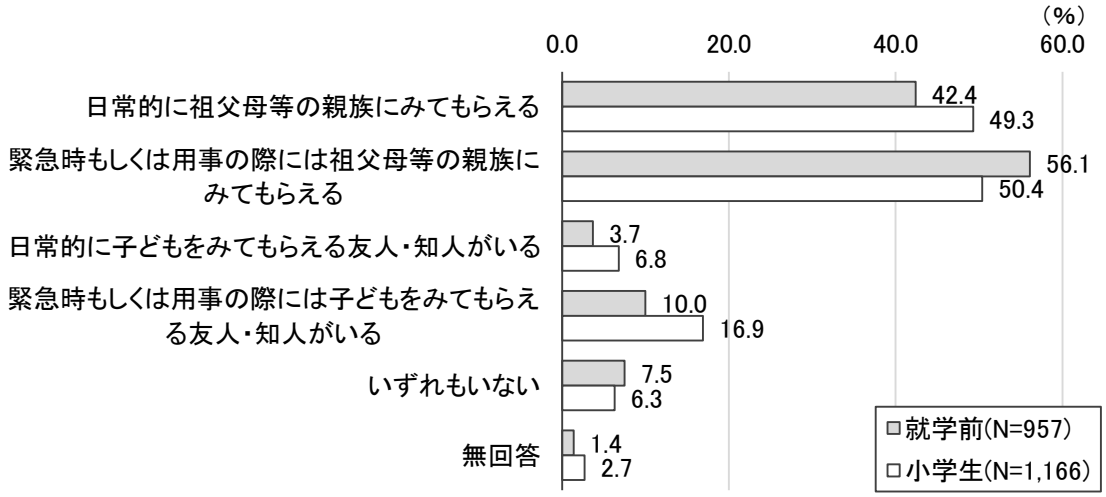

■日ごろ、あて名のお子さんをみてもらえる親族や知人の有無（複数回答　前回調査との比較　就学前児童）

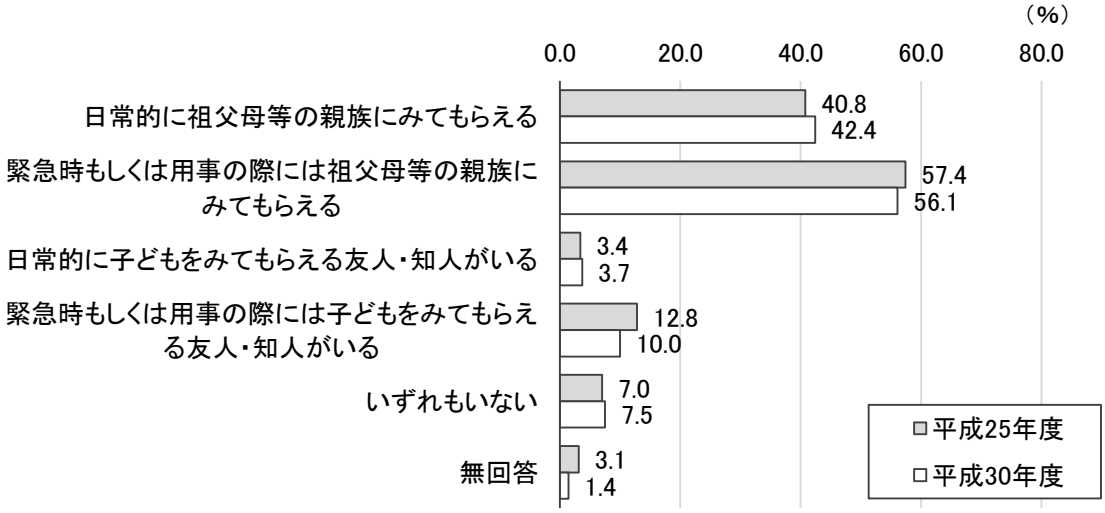

② 保護者の就労の状況

保護者の現在の就労状況をみると、就学前・小学生ともに「２人ともフルタイム」「１人はフルタイム、１人はパートタイム」の共働きが合わせて７割を占めています。

１年以内の就労希望をみても、共働きを希望する割合が高い傾向がみられます。

■保護者の『現在の就労状況』(単数回答)

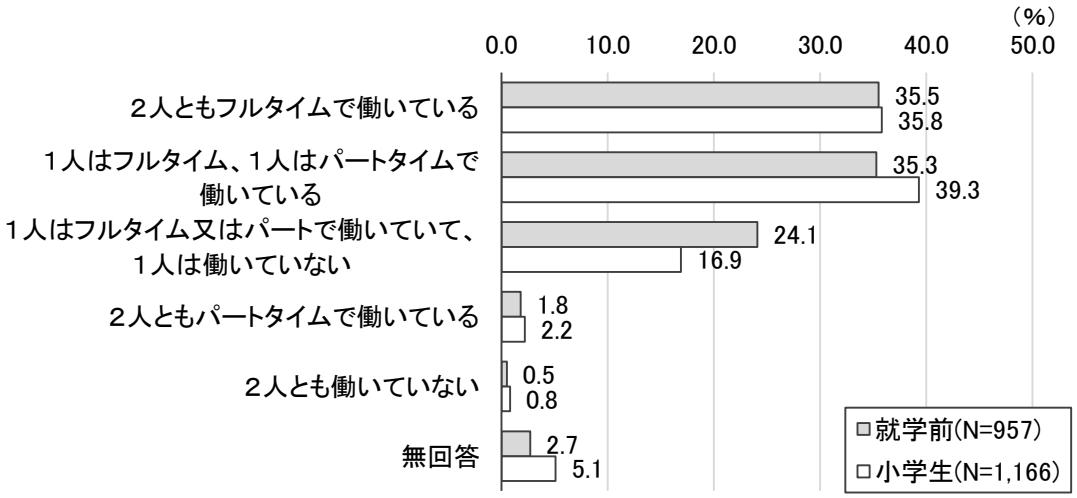

■保護者の『1年以内に希望する就労状況』(単数回答)

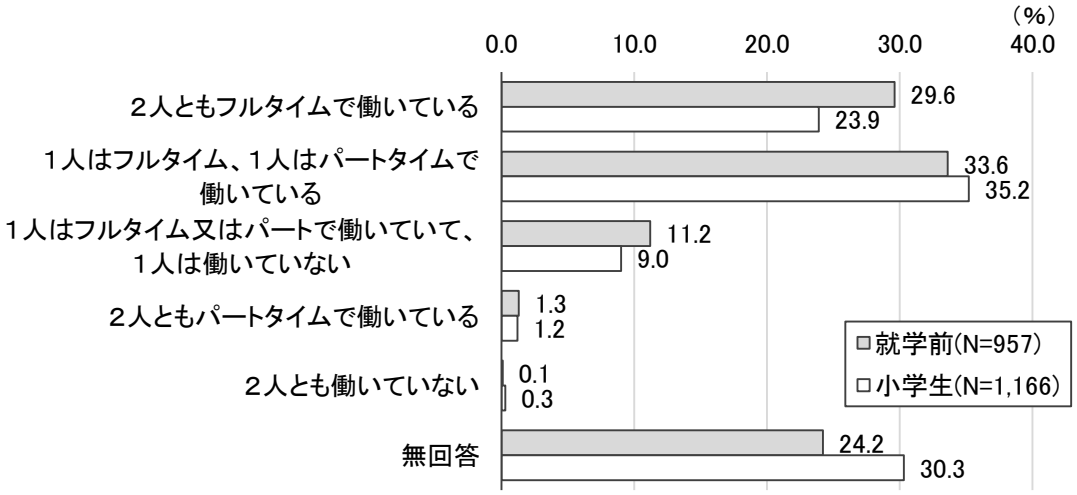

③ 子育てに対する意識の状況

子育ての楽しさについて、「楽しい時の方が多い」が就学前で約７割、小学生が約６割で高くなっていますが、小学生で若干割合が低くなっています。

子育てへの自信について、就学前・小学生ともに「はい（自信が持てない）」が約４割と高くなっています。

■子育ては楽しいと思うか（単数回答）

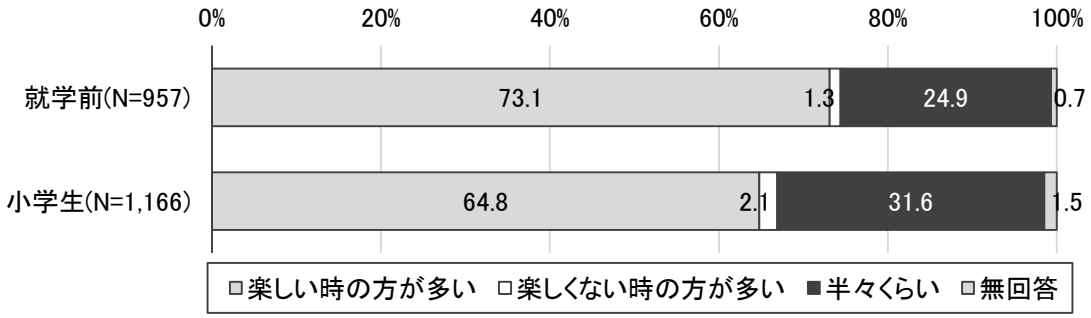

■子育てに自信が持てないことがあるか（単数回答）

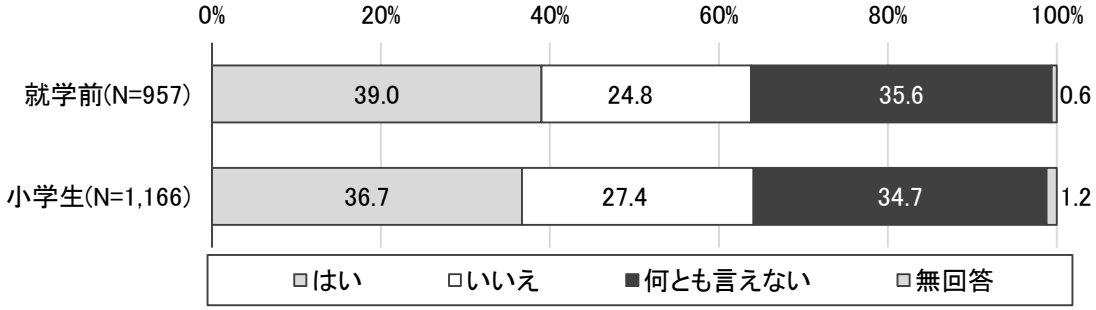

（２）教育・保育の利用状況

①　教育･保育事業の利用状況

現在の教育・保育事業の利用状況は約７割が「利用している」状況となっています。
前回調査の就学前と比較してみると、「利用している」割合は低くなっています。

■現在の「定期的な教育･保育事業」の利用状況（単数回答　前回調査との比較　就学前児童）

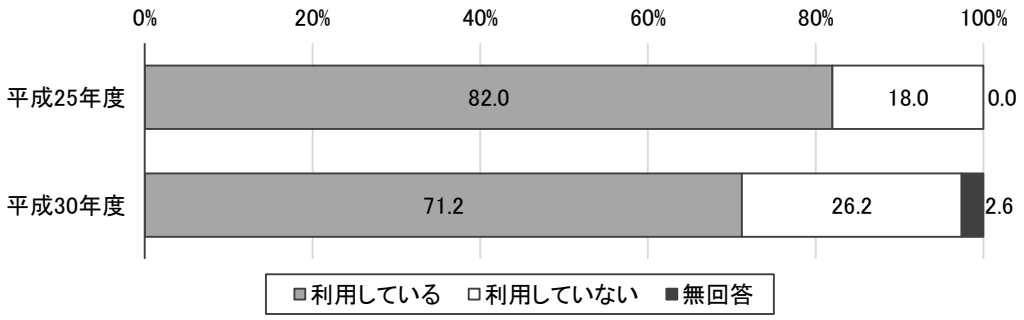

②　利用している教育･保育事業及び今後の利用希望

現在・今後の希望ともに「保育園、認定こども園の保育利用」が６割台で高くなっています。

■利用している教育･保育事業及び今後の利用希望(複数回答)

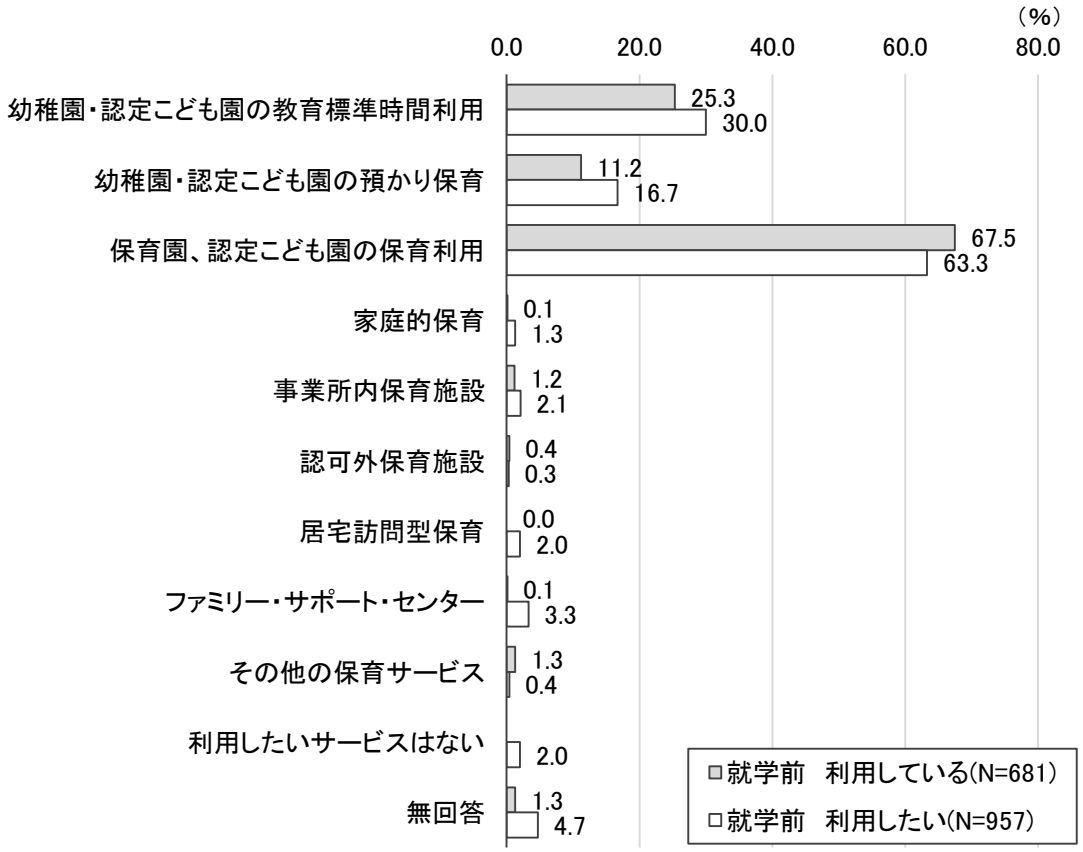

サービス利用の理由として「子どもの教育や発達のため」「子育てをしている人が現在就労している」の割合が高くなっています。

前回調査の就学前と比較してみると「子育てをしている人が現在就労している」の割合が高くなっています。

■サービスを利用している、または利用したい理由（複数回答　前回調査との比較　就学前児童）

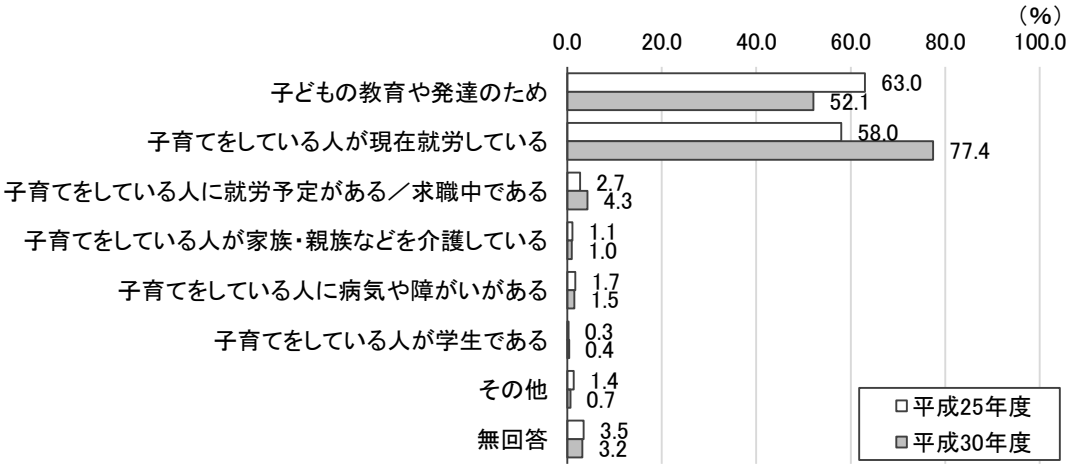

③　土・日・祝日の保育の利用ニーズの状況

『土曜日』の保育ニーズは約４割、『日曜日・祝日』は約２割となっています。

前回調査の就学前と比較してみると、利用希望が増加しています。

■『土曜日』の保育園・認定こども園などの施設やサービスの利用希望（単数回答　前回調査との比較　就学前児童）

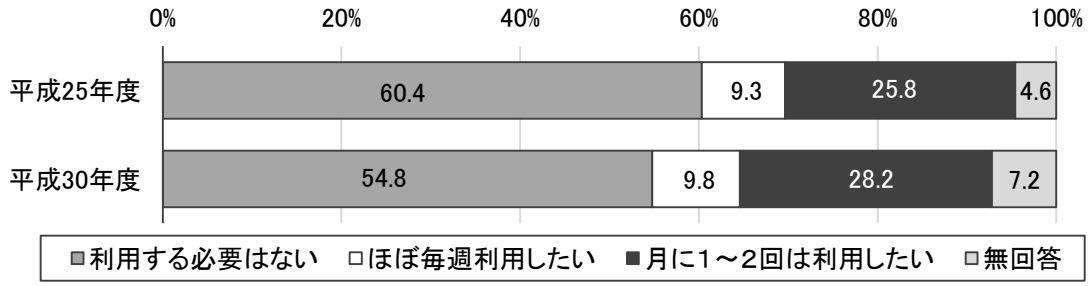

■『日曜日・祝日』の保育園・認定こども園などの施設やサービスの利用希望（単数回答　前回調査との比較　就学前児童）

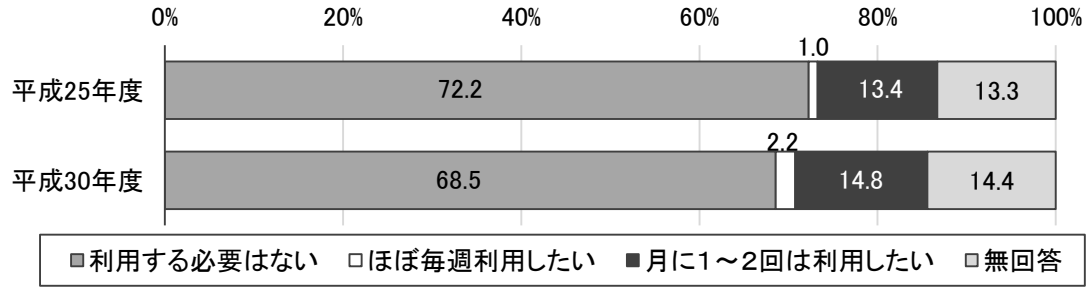

④ 保育料無償化に関する意識の状況

備前市の保育料無償化について９割以上の大半が知っており、子育て支援の充実につながっていると思っている人も約８割と高くなっています。

■備前市が保育料を無償化していることを知っているか（単数回答）

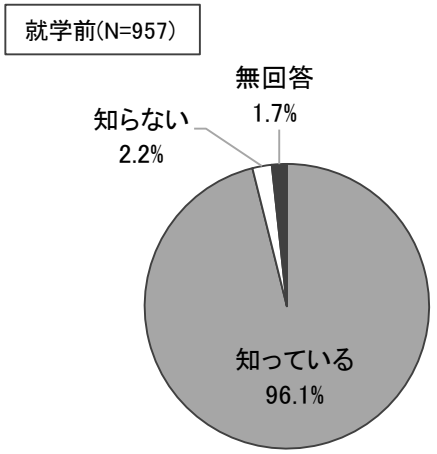

■備前市の保育料無償化は、子育て支援の充実につながっていると思うか（単数回答）

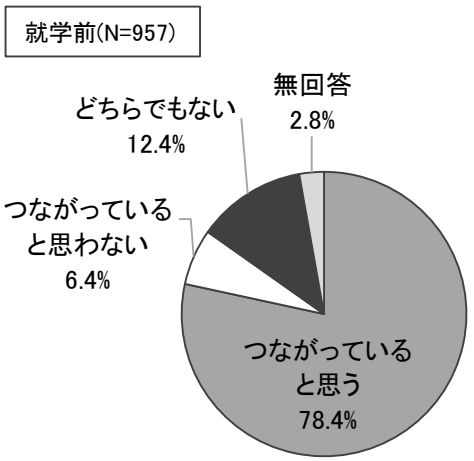

（３）子育て支援拠点施設の利用状況

① 子育て支援拠点施設等の利用状況

子育て支援拠点施設等の利用は「親と子のつどいのひろば　など」が約３割みられ、約５割が「現在利用していない」となっています。

今後の利用意向をみると、各場所における利用希望が現在の利用より高くなっています。

■子育て支援拠点施設や親と子のつどいのひろばなどの利用状況・利用希望(複数回答)

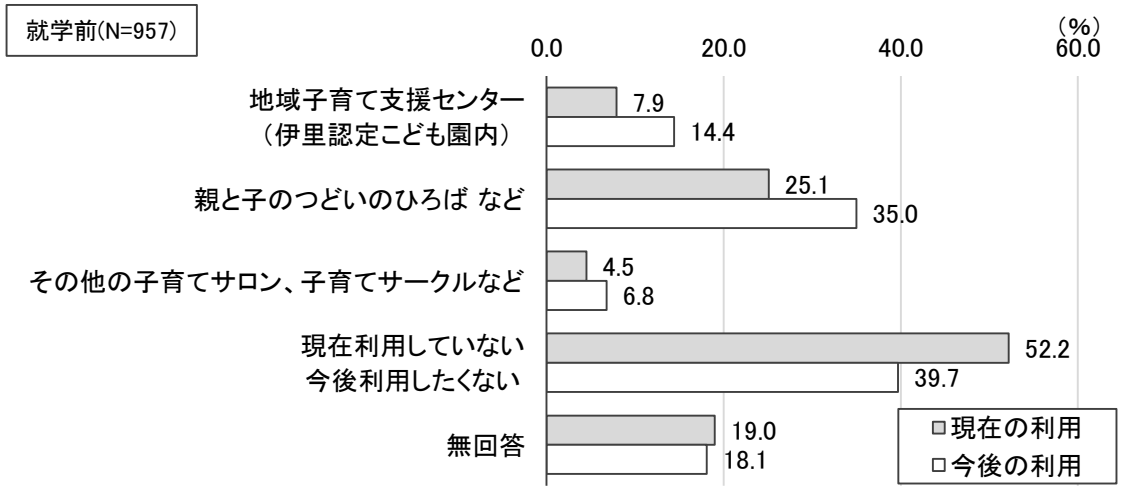

② すこやかびぜん（備前市子育て世代包括支援センター）の利用状況

「すこやかびぜん」の認知度は就学前で約３割、小学生で約２割となっています。

また、「すこやかびぜん」を利用したことがある割合は就学前で約３割、小学生で約２割となっています。

■すこやかびぜん（備前市子育て世代包括支援センター）の認知度（単数回答）

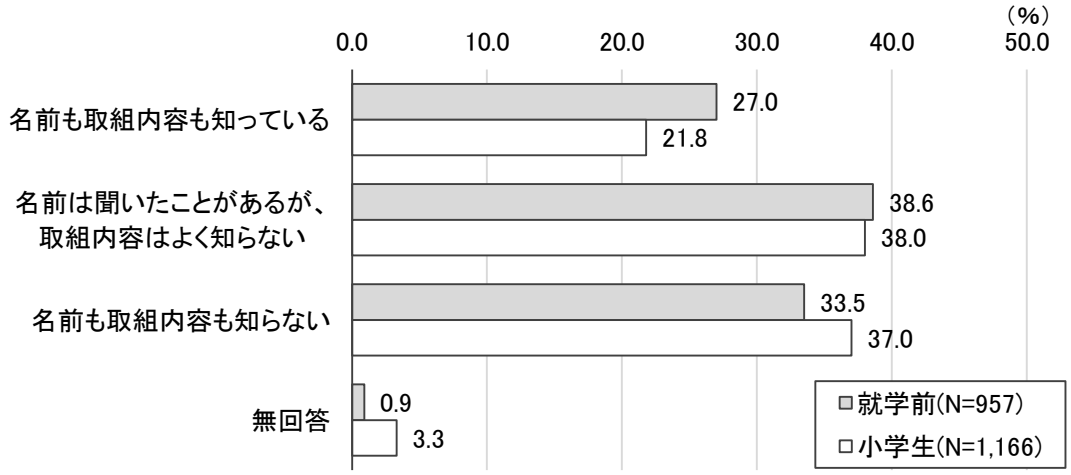

■すこやかびぜん（備前市子育て世代包括支援センター）の利用状況（単数回答）

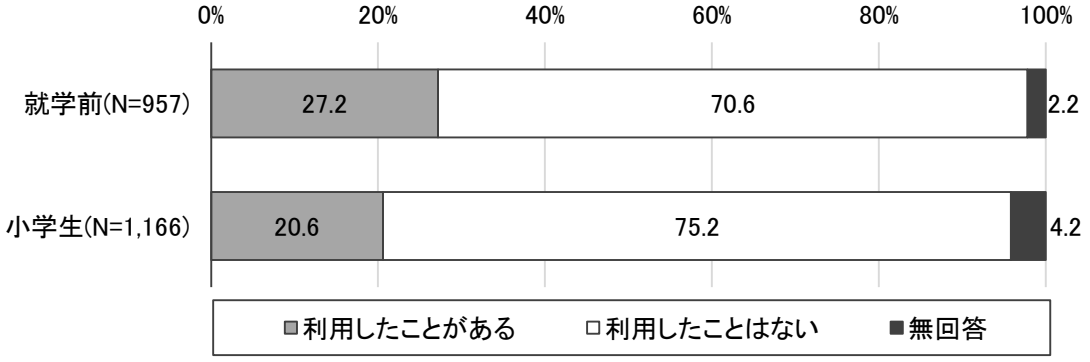

（４）放課後の過ごし方の状況

①　放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごし方

就学前の児童が小学生になったときの放課後の過ごし方の希望は「自宅」が約５割、「放課後児童クラブ（学童保育）」が約４割で高くなっています。

小学生の現在の放課後の過ごし方をみると、「自宅」が約８割、「習い事・スポーツ活動」が約５割となっています。

■就学前児童では小学校の放課後をどう過ごしたいか、また、小学生は現在放課後をどう過ごしているか（複数回答）

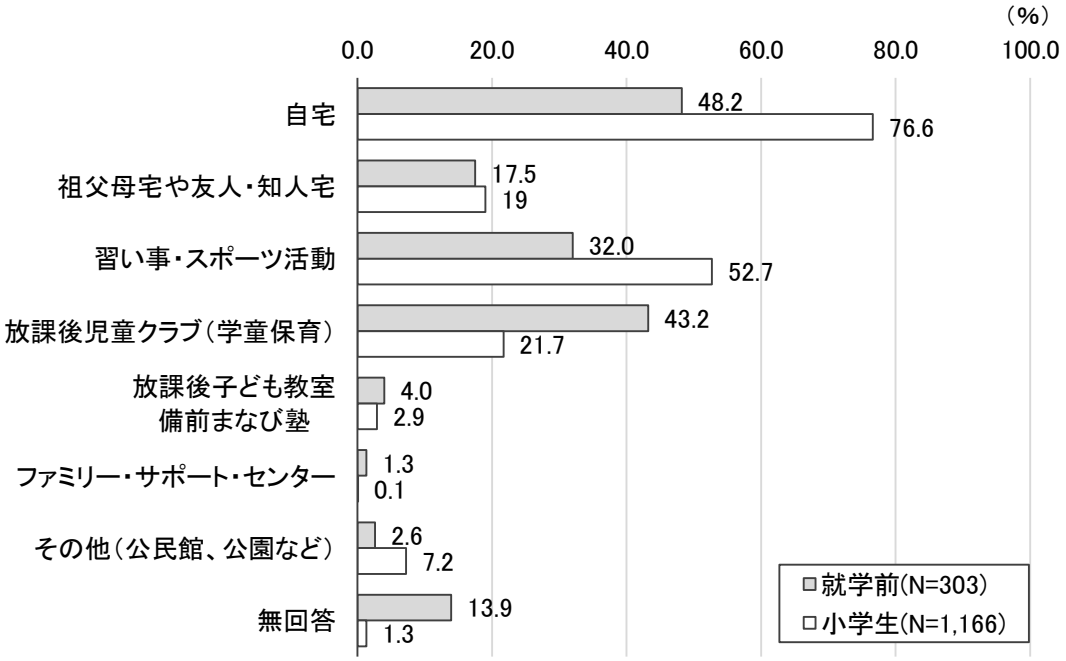

（５）情報提供・相談相手の状況

①　子育てに関する悩みの状況

子育ての悩みについて、就学前では「病気や発育・発達に関すること」「子どもをしかりすぎているような気がすること」が約３割で高く、小学生では「子どもの教育に関すること」「子育てで出費がかさむこと」が約３割で高くなっています。

■子育てに関して悩んでいることまたは気になること(複数回答　上位5項目)

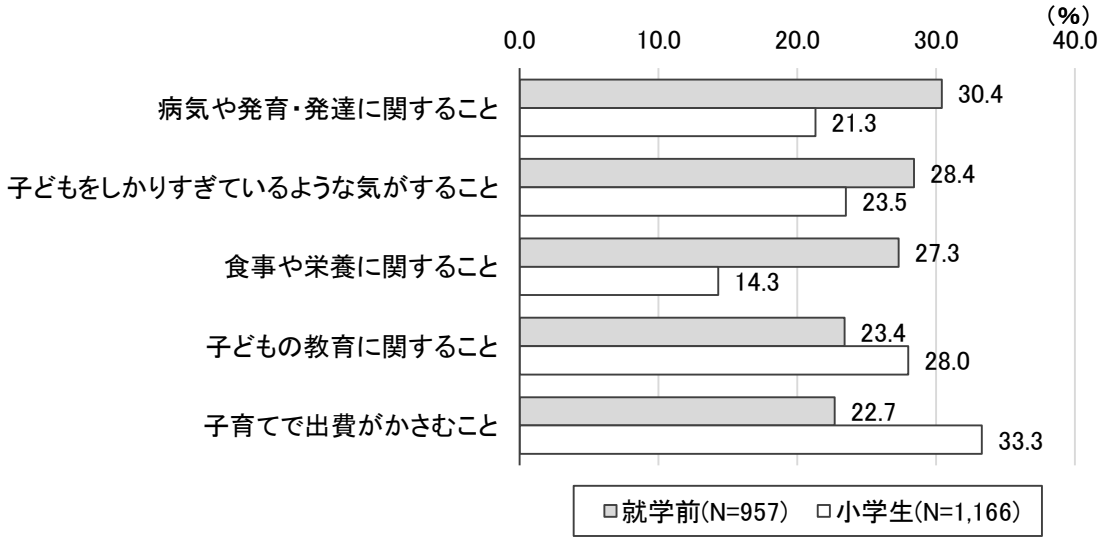

②　相談相手の状況

相談相手の有無は就学前・小学生とも「いる／ある」が約９割で高くなっていますが、小学生で若干割合が低くなっています。

■子育てをする上で気軽に相談できる人・相談できる場所の有無(単数回答)

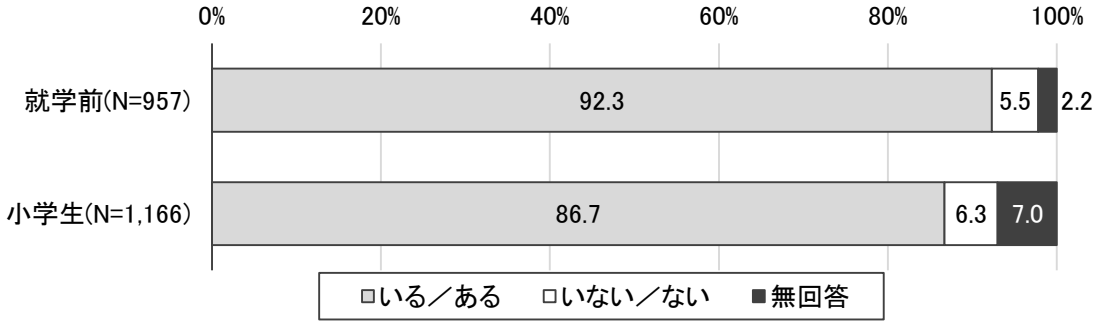

相談相手・場所をみると、就学前・小学生ともに「親族」や「配偶者」が高くなっています。

「保育園・幼稚園・認定こども園・小学校等」の子どもが利用している施設を相談相手にしている割合が２割台みられます。

■気軽に相談できる相手･場所(複数回答　上位5項目)

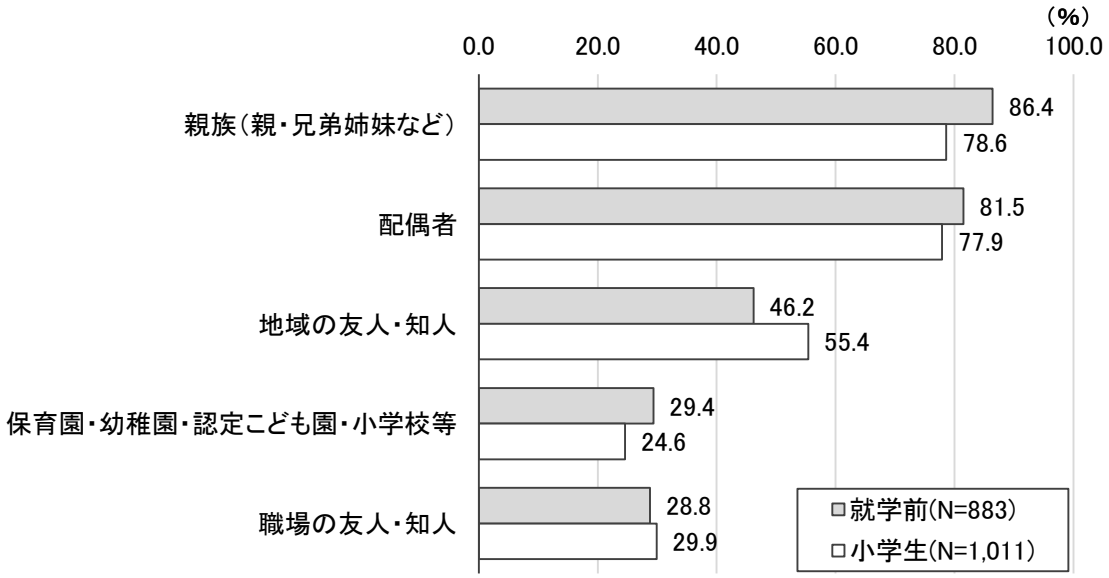

③　情報提供の状況

子育ての情報入先として就学前では「インターネット」が約６割で高く、小学生と比べても高くなっています。

市の広報紙・ホームページを活用している人も約３割みられます。

■子育てに関する情報の入手先(複数回答　上位5項目)

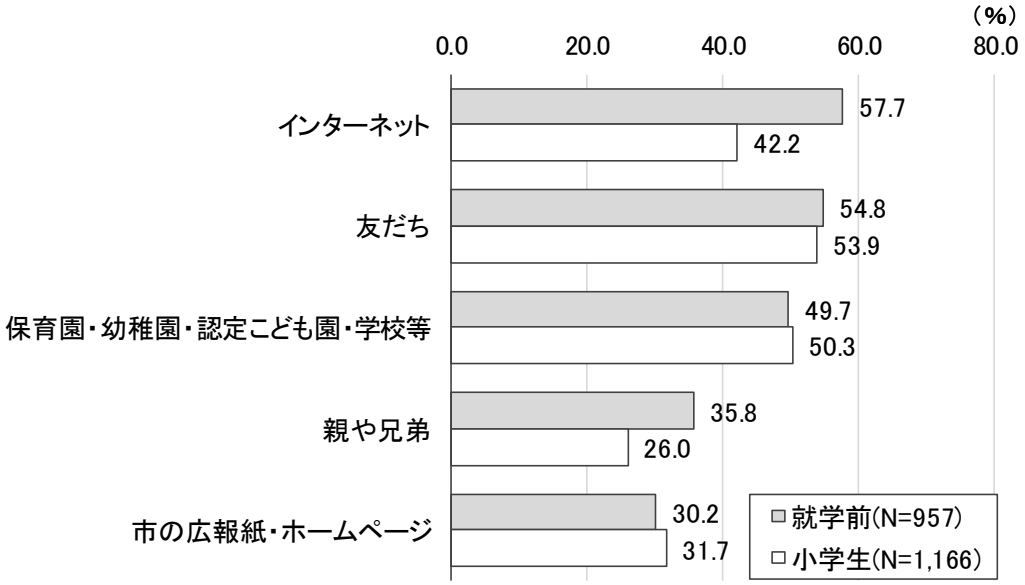

（６）仕事と家庭の両立に状況

①　育児休業等の取得状況

母親の育児休業の取得は36.1％が「取得した（取得中である）」となっており、前回調査と比べても取得している割合が高くなっています。

父親の育児休業は2.1％が「取得した（取得中である）」となっており、前回調査と比べて高くなっているものの全体としては低い割合となっています。

■『母親』の、子どもが生まれたときの育児休業等取得状況（単数回答　前回調査との比較　就学前児童）

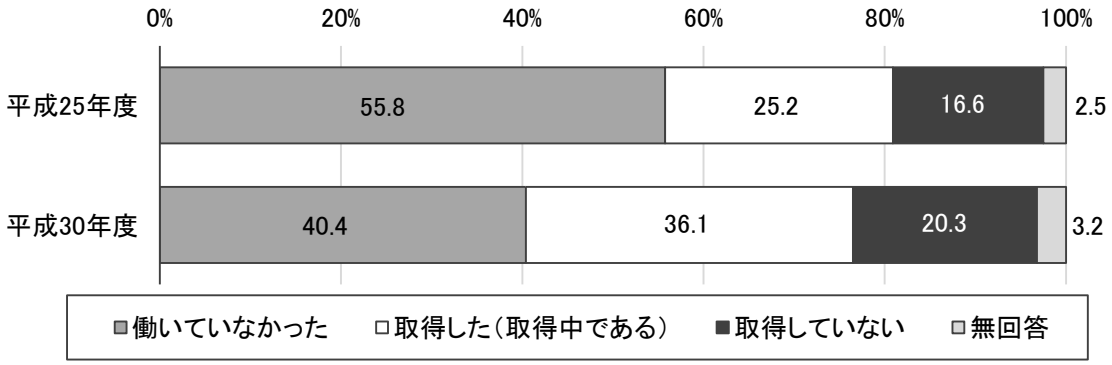

■『父親』の、子どもが生まれたときの育児休業等取得状況（単数回答　前回調査との比較　就学前児童）

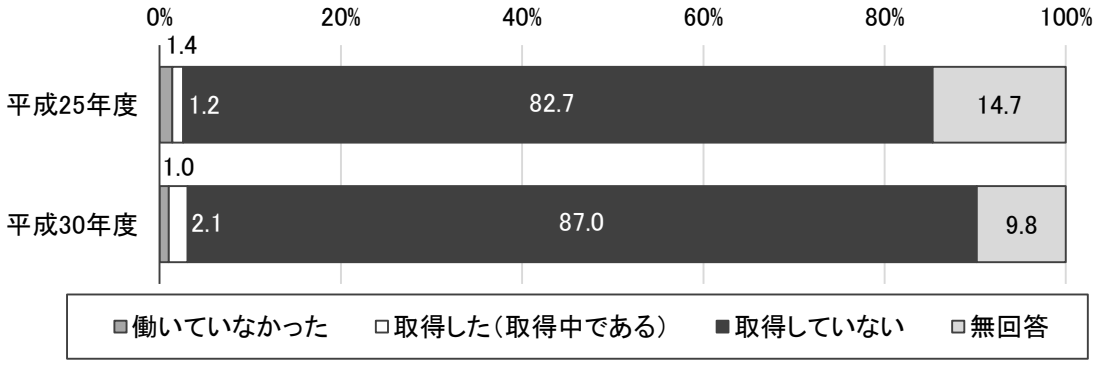

② 仕事と子育ての両立支援で企業に求めること

仕事と子育ての両立支援で企業に取り組んでほしいこととして、就学前・小学生ともに「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇がとれる制度」の割合が５割台で高くなっています。

■仕事と子育ての両立支援を図るため、どのような制度や支援策を企業などに取り組んでほしいか（複数回答　上位5項目）

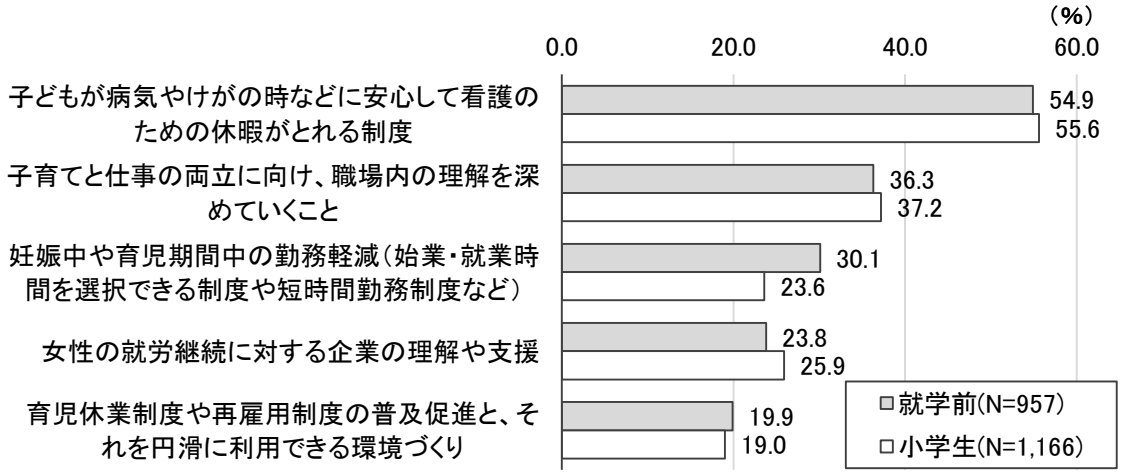

（７）備前市の子育て支援の満足度

① 備前市の子育てのしやすさの意識

備前市は子育てしやすいかについて「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた割合は、就学前で約７割、小学生で約６割となっており、就学前で子育てしやすいと感じる人が多い状況がみられます。

■備前市は子育てがしやすいまちだと思うか（単数回答）

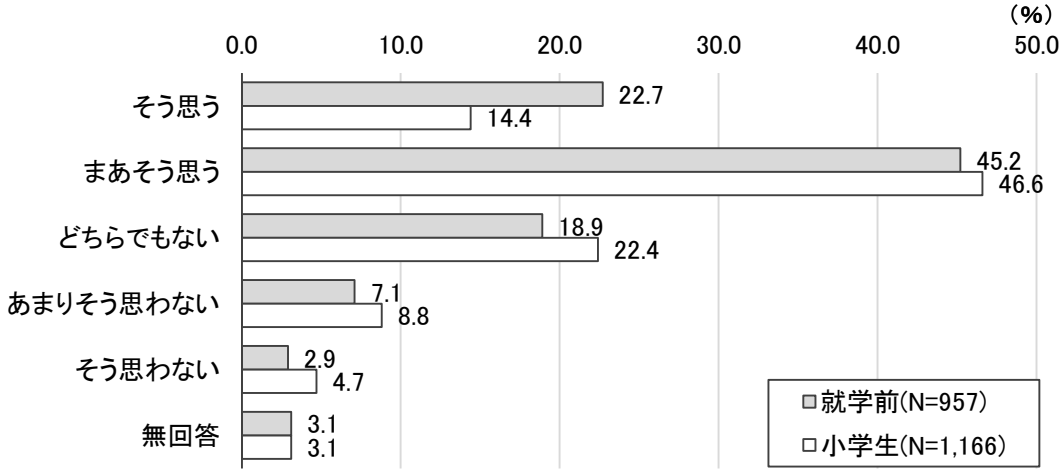

今後も備前市で子育てを続けたいかについて、「続けたい」と「どちらかといえば続けたい」を合わせた割合は、就学前・小学生ともに約７割となっています。

■今後も備前市で子育てを続けたいと思うか(単数回答)

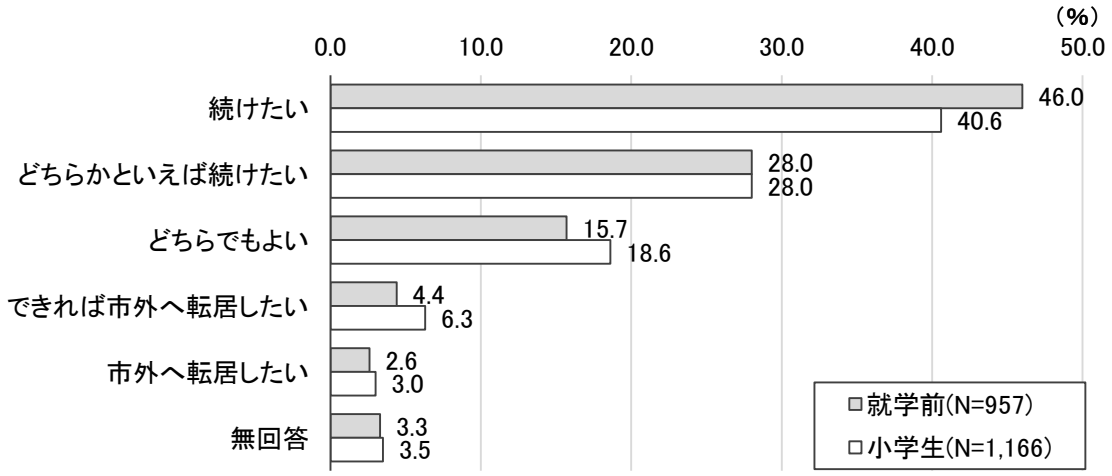

（８）充実してほしい子育て支援の状況

①　今後希望する子育て支援

今後希望する子育て支援をみると、就学前・小学生ともに「子どもたちが集団で外遊びができる場所を増やしてほしい」が約５割で高くなっています。

■今後希望する子育て支援(複数回答　上位5項目)

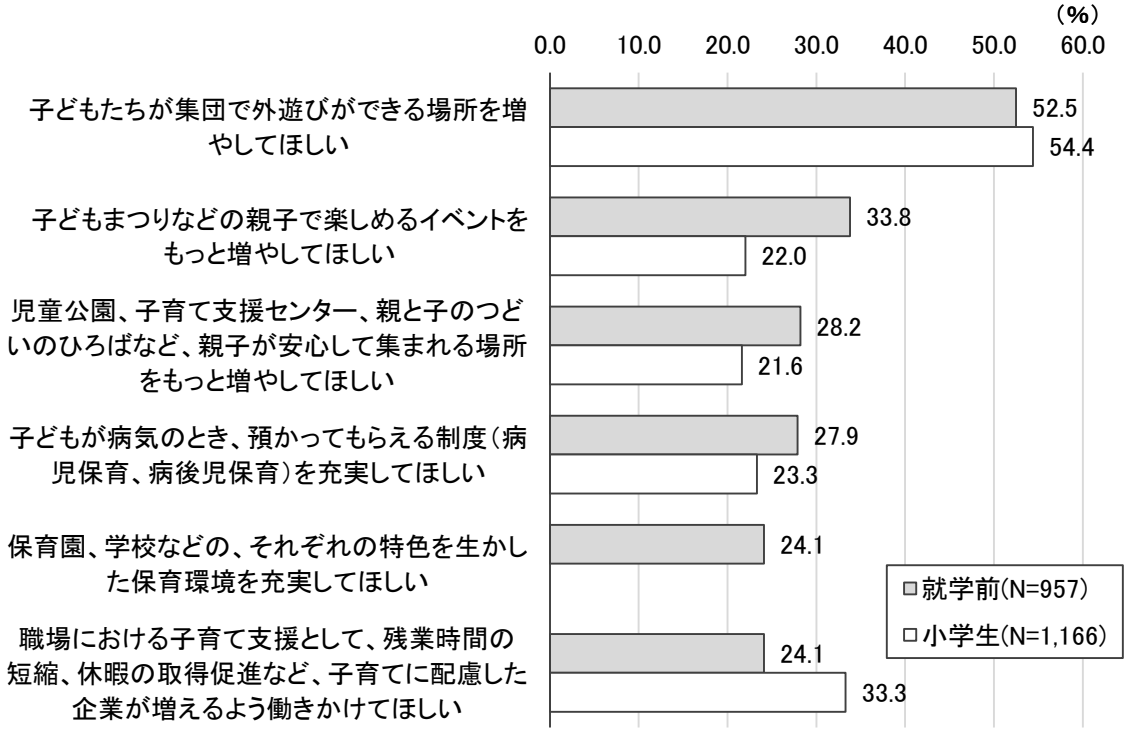

４　第１期備前市子ども・子育て支援事業計画の評価

（１）幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

- 本市では備前市子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画の事業を推進してきました。教育・保育の提供体制として認定こども園への移行が進められ、現在市内に７園、また、令和２年４月にはさらに１園が開設の予定となっており、計８園による教育・保育の一体的な提供を行ってきました。
- 幼児教育の充実に向け、園児と児童の交流や、園と学校の保育・授業の相互参観などの充実を図るとともに、各学校区で接続カリキュラムを作成し、実践・検証・協議等を行ってきました。
- 地域に開かれた園・学校づくりとして、家庭や地域を巻き込んだ活動や行事、地域ボランティアの活用などを工夫することで、協力をいただけるよう努めてきました。また、園での園児らの活動実績、園運営等の評価を学校評議員により実施しており、取組の改善を図ってきました。
- 保育園における外部評価としては、定期的な自己評価を通じた保育園の保育内容の評価・点検を行い、保育の質の向上に努めました。

（２）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保について

- 一時保育は、平成 30 年度の年間延べ利用者は 1,160 人、マイ保育の年間延べ利用者は 35 人となっており、保護者の事情により、家庭での保育が一時的にできなくなった時の保育を実施しました。障がい児保育については、平成 31 年３月 31 日現在、20 人の障がい児の保育をしました。
- 教育・保育施設等に関する情報提供の取組としては、「広報びぜん」やホームページへの情報掲載を継続して行っているほか、出生届・転入届時の「子どものしおり」の配付、子ども情報センター情報紙「ときめきナビ」の年４回の発行、青少年育成センター広報紙「いくせい」の発行など、子育てに関する様々な情報提供を行いました。
- 伊里子育て支援拠点施設及び認定こども園の事業として、園庭開放を実施しました。
- 気軽に親子が集える場として、市内４か所で子育て支援拠点を開設し、NPO 法人への運営委託のもと、相談や情報提供を行っているほか、伊里子育て支援拠点施設において、子育てサークル活動の支援、育児相談、子育て情報の提供を行いました。
- 相談機会の充実として、全ての乳児とその産婦を対象に、保健師による全戸家庭訪問を実施し、発達や育児状況等の確認・相談、継続フォローを行っています。また、子育て支援課（すこやかびぜん）を窓口とした相談・面接や、主任児童委員と市社協の共同での子育てに関わる相談支援、民生委員児童委員・主任児童委員による相談など、様々な機関との連携のもと心配ごとや悩みなどの問題の解決に向けた支援に取り組んできました。

（３）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

- 児童虐待の防止対策として、要保護児童対策地域協議会を中心にケースに応じた会議を実施し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組んできました。
- 虐待の早期発見・未然防止の取組として、月１回の中央児童相談所による巡回相談や、各園で気になる幼児を対象にした臨床心理士による巡回相談を実施し、行動観察、個別指導を行いました。また、乳幼児健康診査を通じた子どもの発育・発達の状況把握や、保護者の育児不安・子育て状況の把握に努め、必要に応じて関係機関との連携・継続支援に取り組んできました。
- 市民への啓発としてポスターの掲示や広報掲載をしたほか、11 月の防止推進月間に合わせ、こども応援フェスタで啓発を行いました。
- ひとり親家庭への自立支援として、民生委員児童委員・主任児童委員や母子・父子自立支援員などによる見守りと相談援助活動を行いました。
- ひとり親家庭への経済的負担の軽減として、ひとり親家庭等医療費助成事業や児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の継続実施に取り組んできました。
- 障がい児など特別な支援を要する子どもへの支援として障がい児保育の実施や教育支援委員会による適切な教育支援を行いました。また、市内の小学校を中心に通級指導を行っているほか、就学前や学校を通じての保護者の依頼により教育相談等も実施しました。
- 障がい児のいる家庭の経済的負担の軽減として、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、児童福祉年金、育成医療費及び障がい児障害福祉サービス費の支給などの継続実施に取り組んできました。

（４）労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- 「第３次備前市男女共同参画基本計画」に沿って、男女共同参画社会を実現するための啓発等の施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。
- 就業促進に係る取組として、公共職業安定所等の関係機関から送付されるチラシ、ポスターの掲示による情報発信を行っているほか、国、県と連携してフレックスタイム制や短時間勤務、年次有給休暇の取得促進などの労働基準法の改正、育児・介護休業法等、安心して働ける職場づくりに向けた啓発を、商工会議所・商工会との連携のもと進めています。

（５）放課後子ども総合プランに基づく取組に係る放課後児童クラブと既存事業等との連携

- 学校施設を活用した放課後児童クラブの実施として、現在、市内 10 か所の放課後児童クラブのうち、６クラブで学校施設を利用しています。
- 児童の放課後活動に係る多様なニーズを満たすため、平成 28 年度に備前市教育協力隊による「放課後てらこや」を伊部地区で実施し、平成 29 年度及び平成 30 年度には備前まなび塾+の事業として「自然体験教室（放課後）」を実施しました。
- 放課後児童クラブの開所時間の延長に関しては、利用者のアンケートに基づき、各運営委員会でクラブに沿った運営を行ってきました。
- 学校施設を活用しているクラブについて、事故等の発生時には教育振興課、学校教育課、子育て支援課で連携を図っており、安心して過ごせる場所づくりを進めています。

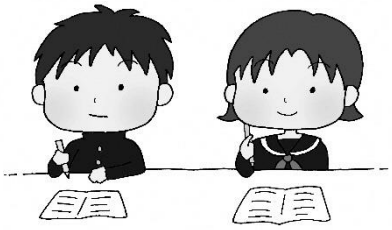

5　備前市の子ども・子育てを取り巻く課題

課題１　教育・保育の充実と子どもの居場所づくりについて

●女性の 20 歳代・30 歳代後半の労働力率は上昇しており、特に 30 歳代後半以降の労働力率は岡山県や全国と比べても高い状況となっています。ニーズ調査結果をみると、就学前児童において教育・保育を利用している割合は前回調査と比べて減少しており、利用していない理由の多くは「父母がみているから必要ない」となっているものの、「保育・教育の事業に空きがない」という回答も約２割みられました。

●本市では保育料の無償化をしており、そのことが「子育て支援の充実につながっている」と感じる人が約８割と高く、市民の安心の子育てに寄与している状況が伺えます。

●本市では保育園や幼稚園の認定こども園への移行が進み、令和２年４月には計８園で教育・保育の一体的な提供が行われる予定となっています。しかしながら、０～２歳児での待機児童の発生が課題となっており、待機児童解消に向けた取組が急務となっています。

●通常保育では、保育料無償化に伴い高まるニーズに対し、保育士不足から主に０～２歳児で待機児童が発生している状況となっています。また、乳児保育についても、０歳児３人に対し保育士１人の配置が必要となるため、保育士の確保が求められています。

●幼保連携活動支援事業として、研修会や交流会を開催し、互いの教育保育のあり方などを共有していますが、市内に幼稚園がなくなることを踏まえ、今後は保育園・認定こども園での交流を図っていくことが必要です。

●働く女性の増加に伴う教育・保育ニーズの高まりに対応した受け皿の確保が求められます。そのためには、保育士人材の不足が課題となっており、今後の人材確保に向けた取組の強化が必要です。

●国では、女性の就業率 80%に対応する教育・保育の量を確保する方針が示されています。本市においても、共働き世帯のさらなる増加に対応した教育・保育の量の確保と質の向上を図る必要があります。

●小学生の放課後の過ごし方について、ニーズ調査結果をみると、就学前児童では小学生になったときに「放課後児童クラブ（学童保育）」を利用したいと考える割合が約４割あり、高いニーズとなっています。小学生の現在の過ごし方をみると「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合は約２割となっており、「習い事・スポーツ活動」をしている割合が高くなっています。

●本市では児童の放課後活動の充実として、備前まなび塾+の事業「自然体験教室」の実施など、放課後活動を支援する関係機関と連携した事業を行っており、今後も多様なニーズに対応した児童の放課後の居場所づくりを進めていくことが必要です。

市民の就労状況や児童数の推移をみながら、教育・保育や学童保育における待機児童が発生しないよう、保育士や放課後児童支援員などの人材確保に取り組むとともに、多様な保育ニーズへの対応した受け皿の確保や放課後活動の充実に取り組みます。

課題２　妊娠期からの安心の子育て支援について

●本市における出生数は 200 人前後で推移しており大きな減少とはなっていませんが、死亡数が出生数を上回っており毎年 300 人台の自然減となっています。婚姻の状況をみると、30 歳代が婚姻年齢の中心である状況が伺え、未婚化・晩婚化に伴う子どもの数の減少が予測されます。

●子育てへの意識をニーズ調査結果からみると、子育てが「楽しい時の方が多い」が過半数を占めて高くなっているものの、子育てへの自信が持てない割合が約４割と高く、子育てへの不安を抱えている保護者が多い状況が伺えます。

●近年、少子化や核家族化により、身近な人から子育てについて学ぶ機会が減少している一方、子育てについての不安や悩みは、多様化・複雑化しています。子育てについての悩みをニーズ調査結果からみると、「病気や発育・発達に関すること」「子どもをしかりすぎているような気がすること」「子どもの教育に関すること」「子育てで出費がかさむこと」が不安の上位にあがっており、こうした悩みの解消に向けた支援が求められます。

●本市では子育て世代包括支援センター「すこやかびぜん」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の確立を図っています。しかしながら、ニーズ調査結果をみると就学前児童で「すこやかびぜん」の認知度は約３割、また、利用経験も約３割と十分に浸透しているとは言えず、今後の周知と利用促進の強化が必要です。

●子育て支援拠点において子育ての不安等についての相談指導、子育てサークルの育成・支援、出前保育を行っているほか、乳児家庭全戸訪問による親子の状況把握や相談支援をはじめ、民生委員児童委員と連携した地域における相談対応などを行っています。こうした相談の場や機会について周知・利用促進を進めるとともに、多様な不安・悩みに対応できるよう、関係機関と連携した包括的な支援体制の強化を進めていくことが必要です。

●虐待や貧困などの課題を抱える子どもや、障がいのある子ども、外国籍の子どもなど、支援を要する家庭の問題の背景には、様々な分野を横断した複合的な要因があることが考えられます。様々な困難を抱える家庭を自立した生活につなげていくため、行政や地域、関係機関等が連携して家庭の状況に応じた支援を展開していくことが求められます。

結婚から妊娠・出産・育児の各段階における切れ目ない支援を行えるよう、「すこやかびぜん」を中心とした相談体制の強化を図るとともに、関係機関や地域との連携を深め、多様なニーズに対応した包括的な支援体制の確立に取り組みます。

課題３　子育て家庭を支える環境や地域における支援について

●今後希望する子育て支援をニーズ調査結果からみると就学前・小学生ともに「子どもたちが集団で外遊びができる場所を増やしてほしい」という回答が最も多く、地域で親子がともに安心して集い、元気に遊び、様々な体験を通して人間関係や社会性を築くことができる場が求められています。

●こうした親子で出かけられる場や機会があることは、地域に同じ悩みを持つ親同士の交流の場やつながりを持つことができ、安心して子育てができる地域の実現にもつながることが期待されます。

●本市では各認定こども園での園庭開放をはじめ、子育て支援拠点「親と子のつどいのひろば」が市内各所に設置され、子どもの遊び場や親子の交流、親同士の交流の場となっています。ニーズ調査結果をみると、約５割が「現在利用していない」という状況となっているものの、今後の利用意向は現在の利用より割合が高くなっているため、周知・利用促進を図っていくことが必要です。

●共働き家庭が増加しているなかで仕事と家庭の両立を実現するためには、家庭での役割分担の見直し、企業による子育て支援、地域での子育て支援等、多面的なアプローチが求められており、社会全体としての意識啓発や仕組みづくりが必要です。

●育児休業等の取得状況をニーズ調査結果からみると、母親の取得している割合が前回調査と比べて高くなっており、制度活用が進んでいる状況が伺えます。一方、男性の取得は低い水準のまま推移しています。仕事と子育ての両立支援で企業に取り組んでほしいこととして、就学前・小学生ともに「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇がとれる制度」の割合が最も高く、休暇の取得に対する企業の意識啓発を図っていくことが求められます。

　地域における遊べる場・集える場を充実し、地域でのふれあいの機会を充実することで、地域ぐるみで子育てに関われる環境づくりを進めるとともに、企業も含めたあらゆる分野の人や団体が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深められるよう、意識啓発の充実に取り組みます。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

上位計画である「備前市総合計画」（平成25年９月策定）においては、基本理念を『「備前らしさ」のあふれるまち』とし、重点政策「教育」では、「将来を担う人材が育つまち」を掲げ、乳幼児期から心を育てること、学力を高める取組を行っています。本計画は、「備前市総合計画」における子育て支援に係る部門計画の役割を担っています。

第１期計画においては、基本理念を【子どもが元気　笑顔あふれるまち　びぜん】と掲げ、家庭、地域、行政等が一体となった取組を推進してきました。

本計画においても、引き続き、この基本理念のもと、子育て支援を推進していきます。

【本計画の基本理念】

子どもが元気　笑顔あふれるまち　びぜん

【総合計画との位置づけ】

備前市総合計画

【基本理念】　「備前らしさ」のあふれるまち

【重点政策「教育」】　将来を担う人材が育つまち
- 家庭教育の支援と青少年教育の充実
- 就学前の教育、保育等の充実
- 小・中学校教育の充実
- 子育て不安の解消
- 高等教育における柔軟な学びの場の提供

総合計画における子育て支援に係る部門計画の役割

第２期備前市子ども・子育て支援事業計画

2　基本目標

基本理念に基づき、次代を担うすべての子どもたちが健やかに育つ環境づくりを実現するため、次の基本目標を掲げます。

基本目標１　地域で守る子どもの権利　一人ひとりが豊かに育つ環境の継承

すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に配慮されるとともに、家庭だけでなく地域全体で支え合うことで、子どもたちが輝くまちづくりを目指します。

基本目標２　地域で支えるこころのゆとり　仕事と子育ての調和の実現

すべての子育て家庭が子育て本来の楽しさを実感でき、ゆとりを持って暮らせるよう、趣味や地域活動など、「仕事」と「子育て」のバランスが取れた生活の実現を目指します。

3　施策体系

基本目標１　地域で守る子どもの権利　一人ひとりが豊かに育つ環境の継承

基本施策（１）地域における子育て支援の充実

① 情報提供・相談体制と親子が集える場の充実

② 特定教育・保育施設等の環境整備

③ 一時的に子どもを預けることのできる場の確保

④ 子育てにかかる経済的負担の軽減

基本施策（２）子どもや家族の健康の確保と増進

① 子どもや家族の健康の確保と増進

基本施策（３）子どもが健やかに成長するための教育環境の整備

① 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続（保こ小連携）の推進

② 放課後児童クラブと既存事業等との連携

基本目標２　地域で支えるこころのゆとり　仕事と子育ての調和の実現

基本施策（１）仕事と子育ての両立に向けた支援

① 生活と調和する就業の支援

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

基本施策（２）安全・安心なまちづくりの推進

① 子どもの安全確保対策の推進

基本施策（３）支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

① 児童虐待防止対策の充実

② ひとり親家庭の自立支援の推進

③ 障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもへの施策の充実

④ 子どもの貧困対策の推進

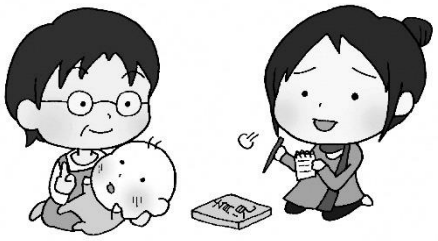

第４章　施策の展開

基本目標１

地域で守る子どもの権利　一人ひとりが豊かに育つ環境の継承

（１）地域における子育て支援の充実

① 情報提供･相談体制と親子が集える場の充実

核家族化・少子化が進み、身の回りに子どもや子育て経験者、子育てで頼れる人が少ない状態で初めての妊娠・出産を迎えるという家庭はますます増えています。このような中、平成29年には市町村の子育て世代包括支援センターの設置が努力義務化され、児童虐待と母子保健事業との連携強化が明確化されるなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の全国的な実現に向けて、国の施策が展開されています。課題を抱えた子育て家庭への支援としては、特に支援を必要とする家庭に対するハイリスクアプローチだけではなく、すべての家庭をもれなく把握し、新たなリスクの発生を予防するというアプローチが重要とされてきています。

これらを背景に、子育て世代への支援を包括的に推進していくため、本市では、平成30年度に子育て世代包括支援センター「すこやかびぜん」を設置し、母子保健や育児に関する様々な相談に対応する支援体制を整備しています。

今後は、「すこやかびぜん」を中心としながら、各地域での相談支援のネットワークづくりを進め、心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後、子どもの乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、切れ目のない相談支援体制を構築するとともに、親子が気軽に集え、互いに話のできる場の設置や情報提供を推進します。

主な取り組み

事業名	事業内容	担当課
広報紙･ホームページによる情報提供	●毎月１回発行される「広報びぜん」に東備地区の休日当番医、乳幼児健診の日程等子育てに関する情報を掲載します。 ●ホームページに、子育て支援拠点の行事日程や園庭開放の情報を掲載します。	保健課 子育て支援課
「子どものしおり」の発行	●妊娠、出産、育児等に関する市の事業内容を要約したパンフレットを作成し、出生届･転入届の際に配付します。	保健課

事業名	事業内容	担当課
子ども情報センター情報紙「ときめきナビ」の発行	●子どもの地域における体験活動・奉仕活動の機会や家庭教育の支援等に関する情報を、年4回情報紙として発行します。	社会教育課
青少年育成センター広報紙の発行	●青少年の非行防止と健全育成を図るため、広報紙「いくせい」を啓発・情報提供として発行します。	社会教育課
子育て支援拠点事業	●子育てについての相談に電話、面接で応じるとともに子育てサークル等の育成支援を行います。また園庭開放により、親子のふれあいの場を提供し、子育て家庭の支援を行います。 ●市内で「出張ひろば」を実施します。	子育て支援課
つどいの広場事業 （地域子育て支援拠点事業）	●子育ての不安を解消するために、気軽に親子が集える場を開設し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行います。	子育て支援課
乳児の家庭訪問 （乳児家庭全戸訪問事業）	●全乳児を対象に保健師が家庭訪問し、発達の確認と育児に関する不安や相談に応じます。	保健課
子育て世代包括支援センター （すこやかびぜん）	●妊娠・出産・育児に関する相談に保健師・助産師が応じます。電話による相談も行います。母子健康手帳の交付、出生届出時・転入時の面接、子どもの計測などを行います。	子育て支援課
子育てなんでも相談	●民生委員児童委員・主任児童委員による子育てに関わる相談を随時受付け、心配ごと、悩みなどの問題を解決できるよう支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会
養育支援訪問事業	●育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施します。	子育て支援課 保健課

② 特定教育･保育施設等の環境整備

本市ではこれまでに、保育機能の適正規模・適正配置を考慮しつつ、保育サービスの充実に努めてきました。

近年、核家族化・小家族化や共働き世帯の増加などにより、子育て支援のニーズは多様化し、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスが求められています。

本市では平成29年度より０～5歳の児童の保育料を無償化していますが、一方で０～２歳児の待機児童の発生が課題となっており、待機児童解消に向けた取組が急務となっています。保育士不足がサービス供給不足の主たる要因であることから、この解消に向けた取組を重点的に行います。

主な取り組み

事業名	事業内容	担当課
通常保育	●各保育園及び認定こども園において、特色のある保育を行いながら、保育内容の充実に努めます。 ●待機児童の原因である保育士不足の解消のため、保育士の新規採用数、臨時保育士及び経験者保育士採用数の確保、保育士のニーズに合った労働時間の配慮、責任に応じた手当の給付等を行います。	幼児教育課
乳児保育	●入園時点で生後6か月以上の乳児の保育を行います。 ●待機児童の原因である保育士不足の解消のため、保育士の新規採用数、臨時保育士及び経験者保育士採用数の確保、保育士のニーズに合った労働時間の配慮、責任に応じた手当の給付等を行います。	幼児教育課
障がい児保育	●各保育園及び認定こども園において、集団保育ができる程度の障がい児の保育を行います。	幼児教育課
病児･病後児保育事業	●病児･病後児を、病院･保育園等に付設された専用スペース等で、専任の保育士･看護師等が一時的に保育します。	子育て支援課

③ 一時的に子どもを預けることのできる場の確保

核家族化、ひとり親家庭の割合の増加が進む中、仕事や急な用事の際、または保護者自身がリフレッシュし心身を健やかに保つために、子どもの面倒を一時的に見てもらえる場へのニーズは高まっており、利用しやすい提供体制の確保が求められています。

主な取り組み

事業名	事業内容	担当課
一時保育	●保護者の仕事、冠婚葬祭、病気、出産、看護等で、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった0～5歳の児童を、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。	幼児教育課 子育て支援課
マイ保育園サポート事業	●1～4歳の児童を対象に、3回まで無料で一時保育を実施します。	幼児教育課

④ 子育てにかかる経済的負担の軽減

育児に関する不安としては、経済的負担を挙げる声も多く、このことから子どもを持つことをためらう姿も見られます。また、すべての子どもが必要な保育や医療を受けられるよう、適切な経済的支援が求められています。

主な取り組み

事業名	事業内容	担当課
不妊治療支援事業	●不妊治療のうち治療費が高額な体外受精・顕微授精（特定不妊治療）を受けられた夫婦に対し、治療費の一部を助成します。	子育て支援課
不育治療支援事業	●生殖医療専門医により不育症と診断された人が受ける不育治療にかかる治療費について助成します。	子育て支援課
出産祝金制度	●本市で出生した新生児について、将来の健やかな成長を願い、祝金を支給します。	子育て支援課
愛♡乗り生活交通チケット交付事業	●母子健康手帳の交付を受けている妊婦または、出産後3ヶ月までの人を、本市内を運行するバス・船舶・タクシーで使用できる交通費チケットを交付する事業の対象とします。	市民協働課
保育料無償化事業	●国施策による幼児教育・保育の無償化の対象を拡大し、0～2歳の児童の保育料を一律無償とします。	幼児教育課
子ども医療費給付	●備前市に住む0歳から 18 歳までの児童に対し、医療費の自己負担額を無料とします。	子育て支援課
未熟児養育医療給付	●養育のため病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を扶養義務者の所得に応じて公費負担します。	子育て支援課
弱視等治療用眼鏡等購入費助成	●医師の指導のもとに弱視または斜視の治療用眼鏡及びコンタクトレンズを購入した場合に、購入費の一部を助成します。（9～15 歳）	子育て支援課

（２）子どもや家族の健康の確保と増進

①　子どもや家族の健康の確保と増進

子どもの健やかな心身の成長と母親の健康保持のためには、妊娠前から子どもが成長するまで切れ目ない支援が必要です。また、核家族化等の進展などを背景に、産後すぐの時期に、必要とする人が心身のケアや家事・育児について社会的な支援の得られる仕組みも必要とされてきています。

これらを踏まえ、本市では、子育て世代地域包括支援センター「すこやかびぜん」を中心的な窓口としながら、産前・産後の子どもと家族の心身の健康の保持増進を支援します。

主な取り組み

事業名	事業内容	担当課
母子健康手帳の交付	●妊娠届提出時に母子健康手帳を交付し、あわせて妊婦一般健康診査依頼票を綴った母子保健ガイドを渡します。	子育て支援課
妊婦及び乳児一般健康診査	●妊婦及び乳児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦及び乳児に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	子育て支援課
産婦健康診査	●産婦の健康の保持及び増進を図るため、産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を実施します。	子育て支援課
赤ちゃん訪問	●赤ちゃんが誕生したら保健師が自宅を伺い、赤ちゃんの発達・育児の相談に応じます。また、市の子育て支援情報や予防接種などを紹介します。	保健課
妊婦歯科検診	●妊婦中の歯の健康を図るため、妊婦に歯科検診とブラッシング指導を実施します。	子育て支援課
産後ケア事業	●産後3か月未満の母子で、心身の不調や育児不安がある人や、家族などから産後サポートが得られない人に対し、宿泊型ケア及びデイサービス型ケアを行います。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査	●4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診を実施し、問診、身体測定、内科診察、歯科診察、ブラッシング指導、保健・栄養相談等を行います。	保健課
かみかみ離乳食と歯の教室	●良い食生活を身につけるために離乳食を体験したり、乳歯の時からの虫歯予防について勉強する教室を開催します。	保健課
マザースクール	●言葉がはっきりしない、集団に入れないなどの不安がある幼児とその保護者を対象に、集団・個別訓練及び個人相談を週2回実施します。	保健課
幼児クラブ	●各地区での親子の自主活動を支援します。	保健課 子育て支援課
すこやか相談	●妊娠、出産、育児などの相談に応じます。	子育て支援課

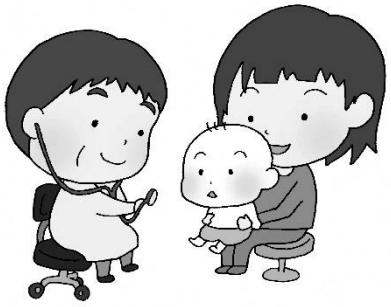

（３）子どもが健やかに成長するための教育環境の整備

① 幼児期の教育･保育と小学校教育との円滑な接続(保こ小連携)の推進

幼児期の教育は、人格形成の基礎を培う重要なものであり、豊かな感性や好奇心、探究心、思考力を養うとともに、自己を取り巻く社会への感覚を養います。

小学校教育では、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しく、豊かな人間性を持った子どもを育成していきます。

円滑な接続を進める上で、教職員の交流などの人的連携から、次第に両者が抱える教育上の課題を共有し、幼児期から児童期への教育のつながりを確保する教育課程の編成・実施へとつなげていきます。

主な取り組み

事業名	事業内容	担当課
保こ連携活動支援事業	●保育園･認定こども園での幼児交流を図り、幼児の健全な発達を保障する教育内容の工夫や連携を支援します。	学校教育課 幼児教育課
幼児教育の充実	●幼児の交流活動を充実させ、子ども一人ひとりの発達課題や教育内容の系統性、連続性を踏まえた保･こ･小の連携に努めます。	学校教育課 幼児教育課
開かれた園･学校づくり	●学校･家庭･地域社会が一体となって子どもたちを健やかに育む教育を推進します。 ●学校評議員の活用や学校評価の充実を図ることで、地域に開かれた学校づくりに努めます。 ●保護者･地域の方に積極的な情報発信をするため、11 月を中心に全校で学校公開を実施します。	学校教育課 幼児教育課
保育園･認定こども園における外部評価	●第三者委員による外部評価を行い、園の課題や目標を明確化して共有を図ります。 ●保育の質の向上を図るため、保育計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該園の保育の内容等について自ら評価を行います。	幼児教育課

② 放課後児童クラブと既存事業等との連携

平成30年９月、国は「新・放課後子ども総合プラン」を発表しました。これは、共働き家庭等の「小１の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するものです。

本市は、平成19年度から「学校支援地域本部事業」を実施し、「地域学校協働本部事業」と改称に合わせ事業目的を発展させた現在では市内５中学校、10小学校で地域と学校の協働による活動が展開されています。また、令和２年度からは吉永地域でも事業実施予定であり、市内全域で事業展開されます。

事業内容は、従来の学校への支援という単方向の活動から発展し、地域と学校が双方向で子どもの育ちを支えたり、地域づくりを行ったりと多様な内容となっています。子どもの育ちを支える活動の内、放課後へ目を向けると、複数の学校で補充学習などの子どもの学びを地域で支える活動が展開されています。

また、放課後等の支援としては、県委託事業である「放課後学習サポート事業」や各学校独自に放課後の学力向上等の取組が実施されています。

週末や夏休み等の長期休業を中心とした支援では、平成25年度から市独自に実施している「備前まなび塾＋」が「土曜・長期休業講座」「体験活動講座」の２講座で子どもの学びを多面的に支援しています。

今後も、子育て世代の就業率の動向に配慮しながら様々な実施方法による放課後の居場所づくりに努め、放課後児童クラブでは上述の既存事業等との連携や放課後子供教室との一体型の推進、学校施設の一層の活用、特別な配慮を必要とする児童の受入体制の充実に努めます。

主な取り組み

事業名	事業内容	担当課
放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	●保護者が仕事等により、昼間家庭にいない小学生に対して授業終了後等に学校の空教室等で、様々な遊びや生活の場を提供します。 ●放課後児童支援員に対する研修会を実施し、必要な知識及び技能の修得を支援します。	子育て支援課
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長	●放課後児童クラブの運営にあたっては、地域のニーズを踏まえ、運営委員会を開催し、必要に応じ開所時間の延長を行います。	子育て支援課
放課後児童クラブにおける特別な配慮を必要とする児童への対応の推進	●障がいのある児童、虐待等を受けた児童、日本語能力が十分でない児童の参加など、特別な配慮を必要とする児童が安心して放課後を過ごすことができるよう、受け入れ体制の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課

事業名	事業内容	担当課
様々な実施方法による放課後の居場所づくり	●放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進します。 ●児童の放課後活動について、多様なニーズを満たすため、地域におけるNPO 団体をはじめとする民間事業者の活用に努めます。 ●共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が、多様な活動ができるよう、放課後児童クラブと、地域学校協働本部、備前まなび塾＋との情報共有・情報交換を行い、連携の強化・促進に努めます。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課
学校施設を活用した実施促進	●余裕教室等を活用した、放課後児童クラブや地域学校協働本部の学習支援等を実施します。 ●学校の特別教室などを、放課後の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進します。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課
各部局の連携方策	●事故が起きた場合の対応等について、学校教育課と子育て支援課で連携し、学校や関係者の不安感の払拭に努めます。	子育て支援課 学校教育課

目標事業量

【支援の単位数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童クラブ	13	13	13	13	13
放課後児童クラブと地域学校協働本部との連携	4	5	6	7	8
放課後児童クラブとまなび塾＋との連携	4	5	6	7	8

基本目標２

地域で支えるこころのゆとり　仕事と子育ての調和の実現

（１）仕事と子育ての両立に向けた支援

①　生活と調和する就業の支援

本市は、男女をとりまく社会情勢の変化などから生じた新たな課題に、「備前市次世代育成支援行動計画（後期計画）」や「第２次備前市男女共同参画基本計画」等の計画に基づき、総合的かつ計画的に取り組んできました。

一方、少子高齢化等を背景に、国は平成27年に、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定するなど、とりわけ仕事の場面においてはますます女性の活躍の広まりが期待されています。

このような状況を踏まえ、男性を含めたすべての人について、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取れるよう意識啓発を進めながら、就業を支援します。

主な取り組み

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画の意識啓発	●男女共同参画の推進に向け、父親の育児参加など、固定的な性別意識にとらわれない生き方への意識啓発を、あらゆる機会を通じて行います。 ●「第3次備前市男女共同参画基本計画」に沿って、すべての人が性別に関わりなく、家庭、地域、働き場など様々な分野で個性と能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った意識の改革に努めます。また、社会情勢の変化などから新たに生じている課題に、総合的かつ計画的に取り組みます。 ●「男女共同参画講座」「きらめきフェスタ」を実施します。 ●市内企業、市民を対象に開催する「人権教育・啓発研修会」において、職場、地域、家庭における男女共同参画の啓発に努めます。	市民協働課

事業名	事業内容	担当課
就労条件の整備推進	●少子高齢化の急速な進行により、労働人口の減少が見込まれる中、若年者、高年齢者、障がい者の方々の人材活用、確保は極めて重要な課題となっています。意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる社会の実現に向け、国、県や関係機関と協力して雇用支援に努めます。 ●公共職業安定所等関係機関と協議し、チラシ配布、広報紙への記事掲載などの啓発活動を推進します。 ●高校生の地元就職に関する地域課題解決支援プロジェクトチームを立ち上げ、県や近隣市町とともに課題解決に向けた研究を進めます。	産業観光課
就業情報の提供	●職業相談をはじめ、公共職業安定所と連携し、就業情報の提供に努めます。 ●公共職業安定所等関係機関と協議し、チラシ配布、広報紙への記事掲載、SNS による情報発信などの啓発活動を推進します。	産業観光課
多様な勤務形態の促進	●フレックスタイム制や短時間勤務など、多様な勤務形態の設置について事業者へのPRに努めます。	産業観光課

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

本市では、20～30歳代の女性の就業率は７割程度であり、ニーズ調査結果においては、就学前児童の母親の６割程度が現在就労しており、現在就労していない母親の大半が、今後の就労を希望していることがわかりました。

仕事と子育ての両立のためには、子育て家庭に配慮した働き方ができる職場環境づくりと配偶者の家事・育児の協力が必要であると考えられます。

そのため、長時間労働の改善など働き方の見直しが進むよう意識啓発を進めるとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を図ります。

主な取り組み

事業名	事業内容	担当課
仕事と家庭の両立支援	●共働き世帯の増加に伴い、仕事と家庭を両立できるライフスタイルが求められている中、両立支援を企業の社会的責任として位置付け、安心して働ける職場づくりの推進を図るため、関係機関と協力して広報等の普及啓発に努めます。 ●公共職業安定所等関係機関と協議し、チラシ配布、広報紙への記事掲載、SNS による情報発信などの啓発活動を推進します。	産業観光課
育児・介護休業制度の定着促進	●事業者に対して、チラシ・ポスターの掲示や SNS 等による情報発信などにより法の周知を図るとともに、男女がともに制度を利用しやすい職場環境づくりについて協力を求めます。	産業観光課
ファミリー・サポート・センター事業	●子どもの預かり等の援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員組織を設立し、必要な援助を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。今後は、保護者や協力会員等がともに子育ての喜びを感じられるように、仕事と子育ての両立に向け事業の充実を図ります。	子育て支援課
通常保育（再掲）	●各保育園及び認定こども園において、特色のある保育を行いながら、保育内容の充実に努めます。 ●待機児童の原因である保育士不足の解消のため、保育士の新規採用数、臨時保育士及び経験者保育士採用数の確保、保育士のニーズに合った労働時間の配慮、責任に応じた手当の給付等を行います。	幼児教育課
乳児保育（再掲）	●入園時点で生後6か月以上の乳児の保育を行います。 ●待機児童の原因である保育士不足の解消のため、保育士の新規採用数、臨時保育士及び経験者保育士採用数の確保、保育士のニーズに合った労働時間の配慮、責任に応じた手当の給付等を行います。	幼児教育課
病児・病後児保育事業（再掲）	●病児・病後児を、病院・保育園等に付設された専用スペース等で、専任の保育士・看護師等が一時的に保育します。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）（再掲）	●保護者が仕事等により、昼間家庭にいない小学生に対して授業終了後等に学校の空教室等で、様々な遊びや生活の場を提供します。	子育て支援課

（２）安全・安心なまちづくりの推進

①　子どもの安全確保対策の推進

全国的に、子どもが被害者となる交通事故や犯罪の件数は減少の傾向を見せず、地域人口が減少する中においても、地域で子どもを見守る体制を確保していくことは重要な課題です。

また本市は、過去に豪雨や高潮などにより被災したことから災害に強いまちづくりを目指していますが、近年の災害は大規模化する傾向にあり、ハード整備のみならず市民一人ひとりの危機管理意識を醸成することで災害に対する地域力の向上に努めていく必要があります。

ICT 技術は、子どもたちの生活にも大きな影響を与え、教育をはじめとする様々な分野で生かされてきています。一方で、インターネット利用の早期化に伴い、ＳＮＳなどによるトラブル・被害も懸念されています。

主な取り組み

事業名	事業内容	担当課
地域と連携した見守り活動等の推進	●民生委員児童委員及び愛育委員による子どもの安全等のための声かけ、見守り活動を支援します。 ●下校時刻に合わせた青色防犯パトロール活動を推進します。 ●子ども達が危険に遭遇したり、困りごとがあるとき安心して立ち寄れる民間協力の拠点「こども 110 番」について、協力事業所数等の増加と周知に努めます。	社会福祉課 保健課 危機管理課 社会教育課
交通安全教室の実施	●認定こども園、保育園、小学校での交通安全教室を実施するとともに、内容の充実を図ります。	危機管理課
防災教育の推進	●地域・学校と連携を取りながら、避難訓練やハザードマップの作成を通し、災害弱者である子どもたちへの防災教育・訓練を実施します。 ●消防団による出前講座を実施し、子どもたちの災害や防災に関する理解を深めていきます。	危機管理課
ICT利用に関する注意喚起	●SNS等を含むICTを使用する際の注意事項等を啓発します。	学校教育課

（３）特別な支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

① 児童虐待防止対策の充実

核家族化や小家族化、地域の連帯意識の希薄化、子育てに対する不安感や負担感の増加など、子どもを取り巻く環境が変化する中、本市においては、家庭児童相談における虐待に関する相談件数は横ばい傾向で推移しています。

児童虐待は、相談できる人がいないこと、日常生活におけるストレス等、どこの家庭においても発生しうるものだと考えられます。

そのため、医療、保健、教育、警察など関係機関を含め、地域全体で子どもを守る体制を構築するとともに、連携を図ります。

主な取り組み

事業名	事業内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	●児童虐待について、地域及び関係機関と密接な連携をとり、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。 ●要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施します。	子育て支援課
児童相談	●岡山県中央児童相談所の児童福祉司、判定員が心身の発達（検査）相談、しつけ・性格・療育手帳更新判定、非行指導、施設入所相談等を毎月実施します。 ●発達障がいの早期発見のため、巡回支援専門員による保育園・認定こども園での巡回相談を実施します。	子育て支援課 幼児教育課 社会福祉課
民生委員児童委員・主任児童委員の活動支援	●児童虐待の防止・早期発見・問題を抱える家庭への支援のため、学校・PTA・町内会等と協力し、連携及び活動支援を行います。	社会福祉課 子育て支援課
親子の心に視点を置いた支援	●保護者の相談に応じ、虐待予防の視点を持ち健康診査を行い、育児不安を抱える親等への支援を行います。 ●すこやか相談室・訪問活動・乳幼児健康診査等において相談支援を実施します。 ●ポスター、広報紙等による啓発を実施します。	保健課 子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止啓発事業	●児童虐待の早期発見や虐待の防止に向けて、ポスター・広報紙等により啓発を行います。	子育て支援課
社会的擁護施策との連携	●里親の開拓につながる広報・啓発等を岡山県との連携により、実施します。	子育て支援課

② ひとり親家庭の自立支援の推進

本市においても、ひとり親家庭が増加している中で、個々の家庭状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

そのため、ひとり親家庭児童の健全な育成を図るため、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保等について総合的な対策を実施し、地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう努めます。

主な取り組み

事業名	事業内容	担当課
民生委員児童委員・主任児童委員の活動支援	●ひとり親家庭に対し、児童生徒に関する相談・援助活動において連携を図ります。	社会福祉課 子育て支援課
ひとり親家庭に対する相談・援助体制の充実	●ひとり親家庭の生活向上と自立支援に向けた相談や援助等の充実に努めます。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	●ひとり親家庭等の医療費負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。	子育て支援課
母子・父子自立支援員の設置	●自立を支援する母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭及び寡婦からの相談に応じます。	子育て支援課
児童扶養手当	●ひとり親家庭等の児童または親が重度の障がいの状態にある児童が、心身ともに健やかに育成されることを目的として支給します。	子育て支援課
高等職業訓練促進・自立支援教育訓練給付金制度	●ひとり親家庭の父又は母が資格取得のため大学、専門学校への通学若しくは指定教育講座の受講費用に対し、給付金を支給します。	子育て支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	●ひとり親家庭、寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための貸付を行います。	子育て支援課

③ 障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもへの施策の充実

障がいのある子どもが地域で安心した生活を続けるためには、保健・医療・福祉・教育分野の関係機関との連携を強化し、乳幼児期から学校卒業後にいたるまでの一貫した相談支援及び療育・教育体制づくりが必要です。

主な取り組み

事業名	事業内容	担当課
障がい児保育（再掲）	●各保育園及び認定こども園において、集団保育ができる程度の障がい児の保育を行います。	幼児教育課
教育支援委員会	●障がいのある子どもの支援について、その子にとってよりよい支援のあり方を考え、判定・指導します。	学校教育課
特別児童扶養手当	●20 歳未満で精神・知的または身体に障がいがある児童を監護している人に対して支給します。	子育て支援課
障害児福祉手当	●重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅重度心身障がい者に支給します。	社会福祉課
児童福祉年金	●心身に障がいのある 20 歳未満の児童の保護者に支給します。	社会福祉課
援護の充実	●心身障がい児と家族の生活の安定を図るため、医療費や障害福祉サービス費の支給を行います。	社会福祉課
バリアフリー化の推進	●障がいを持つ子どもが地域で健全に育つために、生活環境面での物理的な障壁、生活情報面での障壁を解消するよう普及啓発に努めます。学校においても、生活の障壁を解消できるよう施設の整備を図ります。	社会福祉課
療育手帳	●知的障がいのある人に、岡山県が療育手帳を交付します。一貫した相談や指導のほか、各種サービスを受けることができます。	社会福祉課
特別支援教育連絡協議会	●障がいのある子どもや保護者が生涯にわたり、心豊かで安心して暮らすことができるよう、子どものライフステージに応じた相談支援体制を整備し、教育、医療、福祉、労働関係機関が連携し、一貫した支援ができるよう努めます。	学校教育課
ことばの教室	●おおむね就学年齢以上の児童を対象として、遊びやことばの楽しい経験を通して指導・支援を行う「ことばの教室」を設置します。また、ことば等の発達について心配な児童や保護者の相談にも応じます。 ●伊部小学校の「ことばの教室」が、言語の障がいに専門的に対応する東備地区のセンターとして役割が果たせるよう体制の整備、充実に努めます。	学校教育課

④　子どもの貧困対策の推進

昨今、日本では７人に１人の子どもが相対的貧困の状態にあるといい、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図ることが必要となっています。

子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校、民間団体等と連携し、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。また、子どもたちが就学等を諦めることなく、希望する将来に向かっていけるよう、教育、生活、就労等に関し、子どもと子育て家庭を総合的に支援し、貧困の世代間連鎖の解消を図ります。

主な取り組み

事業名	事業内容	担当課
子どもの居場所づくりの推進	●困難を抱える子どもが他世代等と交流し、安心して過ごしながら栄養改善にもつなげられる場として期待される「子ども食堂」などの子どもの居場所づくりを、NPO 法人、ボランティア団体、関係機関等と連携して推進します。	子育て支援課
学習支援の強化	●すべての子どもが家庭環境に左右されることなく、能力・可能性を伸ばし、なりたい自分に挑戦できるよう、スクールソーシャルワーカーの配置や学校と福祉関係団体等との連携、生活保護世帯やひとり親世帯の学習支援などを通じて、学力向上に向けた取組を行います。	学校教育課
生活支援の強化	●生活の基礎を支えるための保護者の就労等生活支援の強化をはじめ、住宅支援などの生活の安定と自立の促進、家庭教育が行える環境整備などの児童の福祉の増進を図るための支援を行います。	子育て支援課 社会福祉課

第５章　計画における数値目標及び確保方策

１　区域設定

（１）区域設定

区域設定は、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、地域の実情に応じて定める必要があるとされています。勘案事項としては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、となっており、設定区域としては、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等で、本市の場合は、市内に小学校区10区域、中学校区５区域があり、小学校区内には10の放課後児童クラブが設置されています。また、市内全域に保育園３園、認定こども園７園、幼稚園１園が設置されています。

本市では、今後の少子化の動向を踏まえ、市域を1つの教育・保育提供区域として設定し、教育・保育需給は、市内や市域を超えた広域調整を図るなどする方向を基本とします。

区域設定

事業	区域	理由
利用者支援事業	市全域（1 区域）	市内にある子育て支援施設で実施しています。
地域子育て支援拠点事業	市全域（1 区域）	伊里子育て支援拠点施設及び NPO への委託により実施しています。
妊婦及び乳児一般健康診査並びに産婦健康診査事業	市全域（1 区域）	対象者が、母子健康手帳とともに交付している受診券で医療機関において受診するものであり、区域設定がなじみません。
乳幼児家庭全戸訪問事業	市全域（1 区域）	市内の全乳児を対象に保健師が家庭訪問をするものであり、市全域で実施しています。
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域（1 区域）	特定対象を継続的に支援するものであり、事業の性質上、市全域を区域とします。
子育て短期支援事業	市全域（1 区域）	利用できる施設等が市内になく、市外にて広域での利用がなされる必要があります。
ファミリー・サポート・センター事業	市全域（1 区域）	広域で提供体制を確保する必要があるため、市全域を1区域とします。
一時預かり事業	市全域（1 区域）	教育・保育提供区域との整合を図るため、市全域を1区域とします。
延長保育事業	市全域（1 区域）	保育園等の開園時間の前後の時間に行う事業であり、教育・保育サービスの区域設定と合わせます。
病児・病後児保育事業	市全域（1 区域）	引き続き関係機関等との連携を図りながら、小児医療体制のあり方を検討しつつ、その充実に努める必要があり、市全域を1区域とします。
放課後児童クラブ事業	小学校区 （10 区域）	各小学校の在校児童が対象であるため、小学校区を区域の単位とします。

（２）保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育を必要としない子ども）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	保育園 認定こども園 小規模保育等

2　幼児教育・保育の量の見込みと提供体制

（１）児童人口の推計

過去５年間の住民基本台帳人口を基に、計画の対象期間である令和２年度から令和６年度までの期間の児童人口の推計を行いました。

児童人口の推計

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	160	153	147	143	138
1歳	176	164	158	152	147
2歳	197	181	168	162	155
3歳	187	191	176	164	157
4歳	192	186	189	174	162
5歳	209	192	186	190	174
6歳	209	205	189	183	187
7歳	195	207	203	187	182
8歳	212	195	206	203	187
9歳	236	213	195	207	203
10 歳	195	236	213	195	207
11 歳	218	195	236	213	195

※単位：人

（２）家庭類型の割合の算出

ニーズ調査の結果（配偶者の有無、保護者の現在の就労状況、今後の就労希望など）を活用して、８種類の「家庭類型」に分類し、その割合を算出しました。

ニーズ調査からみる家庭類型

		現在		潜在	
		実数（人）	割合	実数（人）	割合
タイプ A	ひとり親	63	6.9%	55	6.0%
タイプ B	フルタイム×フルタイム	292	32.2%	341	37.4%
タイプ C	フルタイム×パートタイム(月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)	274	30.2%	349	38.3%
タイプ C’	フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）	49	5.4%	47	5.2%
タイプ D	専業主婦（夫）	226	24.9%	113	12.4%
タイプ E	パート×パート(双方月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)	3	0.3%	6	0.7%
タイプ E’	パート×パート（いずれかが下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）	0	0.0%	0	0.0%
タイプ F	無業×無業	1	0.1%	0	0.0%
全体		908	100.0%	911	100.0%

（３）幼児期の教育・保育の量の見込み

推計児童数と潜在家庭類型（割合）から家庭類型別児童数を算出します。

推計児童数（人） × 潜在家庭類型（割合） ＝ 家庭類型別児童数（人）

家庭類型別児童数と利用意向率から「量の見込み」を算出します。

家庭類型別児童数（人） × 利用意向率（割合） ＝ 量の見込み（人）

国の手引きに基づく推計人口は、次の通りです。

0～5歳児の推計人口

推計人口	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	160	153	147	143	138
1～2歳	373	345	326	314	302
3～5歳	588	569	551	528	493

国の手引きに基づく教育・保育の量の見込みは、次の通りです。

教育・保育の量の見込み（1号認定）

認定区分	3～5歳児				
対象施設	幼稚園／認定こども園				
家庭類型	タイプC’　フルタイム×パートタイム（短時間） タイプD　専業主婦（夫） タイプE’　パートタイム×パートタイム（いずれかが短時間） タイプ F　無業×無業				
算出根拠	教育・保育事業の今後の利用意向で、「幼稚園」「認定こども園」のいずれかを選択した方の割合				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	150	141	133	124	114
確保方策（人）	150	141	133	124	114

教育・保育の量の見込み（2号認定　幼稚園）

認定区分	3～5歳児				
対象施設	幼稚園				
家庭類型	タイプA　ひとり親家庭 タイプB　フルタイム×フルタイム タイプC　フルタイム×パートタイム（長時間） タイプE　パートタイム（長時間）×パートタイム（長時間）				
算出根拠	教育・保育事業の今後の利用意向で、「幼稚園」のみを選択した方の割合				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	107	107	107	106	103
確保方策（人）	107	107	107	106	103

教育・保育の量の見込み（2号認定）

認定区分	3～5歳児				
対象施設	保育園／認定こども園				
家庭類型	タイプA　ひとり親家庭 タイプB　フルタイム×フルタイム タイプC　フルタイム×パートタイム（長時間） タイプE　パートタイム（長時間）×パートタイム（長時間）				
算出根拠	教育・保育事業の今後の利用意向で、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「保育園」「小規模保育」「認定こども園」「事業所内保育」「その他の保育施設」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」のいずれかを選択した方から、「幼稚園」のみを選択した方を除いた割合				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	429	430	429	422	404
確保方策（人）	429	430	429	422	404

教育・保育の量の見込み（3号認定　0歳児）

認定区分	0歳児				
対象施設	保育園／地域型保育／認定こども園				
家庭類型	タイプA　ひとり親家庭 タイプB　フルタイム×フルタイム タイプC　フルタイム×パートタイム（長時間） タイプE　パートタイム（長時間）×パートタイム（長時間）				
算出根拠	教育・保育事業の今後の利用意向で、「保育園」「小規模保育」「認定こども園」「事業所内保育」「その他の保育施設」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」を選択した方の割合				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	30	27	26	24	23
確保方策（人）	30	27	26	24	23

教育・保育の量の見込み（3号認定　1～2歳児）

認定区分	1～2歳児				
対象施設	保育園／地域型保育／認定こども園				
家庭類型	タイプA　ひとり親家庭 タイプB　フルタイム×フルタイム タイプC　フルタイム×パートタイム（長時間） タイプE　パートタイム（長時間）×パートタイム（長時間）				
算出根拠	教育・保育事業の今後の利用意向で、「保育園」「小規模保育」「認定こども園」「事業所内保育」「その他の保育施設」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」を選択した方の割合 ※現在、教育・保育事業を利用していない理由が「子どもがまだ小さいため」と回答し、「（3歳以上）くらいになったら利用しようと考えている」と回答した方の割合は除外しました。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	242	233	228	227	227
確保方策（人）	242	233	228	227	227

３号認定の子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」は次のように設定しました。

保育利用率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	51.0	52.2	53.7	54.9	56.8

【確保方策の内容】

量の見込みは、保育料の無償化の影響や保護者の就労状況等の変化に伴い、保育ニーズが高くなることも予想されるため、保育ニーズや地域の実情を把握しながら、必要量を確保します。

また、３号認定については、増加する保育ニーズに対応するとともに、保育士の確保等待機児童の解消に努めます。

※施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育園」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の３つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われます。

【1号認定子ども】

- 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの[子ども・子育て支援法第19条第1項1号]
- 給付の内容：教育標準時間
- 利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業：幼稚園、認定こども園

【2号認定子ども】

- 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの[子ども・子育て支援法第19条第1項2号]
- 給付の内容：保育短時間、保育標準時間
- 利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業：保育園、認定こども園

【3号認定子ども】
- 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの[子ども・子育て支援法第19条第1項3号]
- 給付の内容：保育短時間、保育標準時間
- 利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業：保育園、認定こども園、小規模保育等

3　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

（１）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定の区分ごとに、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定にあたっての考え方を記載します。

① 利用者支援に関する事業（利用者支援事業）

事業概要	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡等を実施する事業です。
対象年齢	0歳～小学校就学児童
算出方法	教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みを算出

量の見込み（利用者支援に関する事業（利用者支援事業））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策（か所数）	6	6	6	6	6

【確保方策の内容】

量の見込みは、現在の提供体制で十分に確保されており、多様化する教育・保育事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるよう対応します。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供できるよう、相談体制の充実を図ります。

② 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
対象年齢	乳幼児
算出方法	①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数」 ※本事業では、すべての家庭類型が対象 ②利用意向（利用意向率×利用意向回数）の算出 ・利用意向率：当該事業を利用したまたは利用希望と回答した者の割合 ・利用意向回数：「利用意向率」の対象者の月あたり平均利用回数 ③量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向」＝「量の見込み」

量の見込み（地域子育て支援拠点事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2,851	2,859	2,869	2,866	2,821
確保方策（か所数）	6	6	6	6	6
（受入数）	2,851	2,859	2,869	2,866	2,821
過不足分	0	0	0	0	0

【参考】地域子育て支援拠点事業の実績

		平成 29 年度	平成 30 年度
センター型	実施か所数	1	1
	延べ利用人数	1,861	2,053
ひろば型	実施か所数	4	4
	延べ利用人数	26,770	29,835
計	実施か所数	5	5
	延べ利用人数	28,631	31,888

【確保方策の内容】

利用者数は年々増加しており、乳幼児期の親子の交流や育児相談の拠点として重要な事業であるため、今後も現在の水準を維持していきます。

利用したことがない保護者への周知を図り、親子の孤立を防ぎます。また、保健師との連携を強化し、出向けない親子への支援方策等について検討します。

③ 妊婦及び乳児一般健康診査並びに産婦健康診査事業

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
対象年齢	妊婦及び乳児並びに産婦
算出方法	①利用実積の算出 平成 22 年度～平成 30 年度における「0歳児人口に占める受診実人数」の割合の平均を算出 ②量の見込み算出 「利用実績」×「令和2年度～令和6年度の推計人口（0歳児）」＝「量の見込み」

量の見込み（妊婦及び乳児一般健康診査並びに産婦健康診査事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（受診人数）	160	153	147	143	138
確保方策（提供量）	160	153	147	143	138
過不足分	0	0	0	0	0

【参考】0歳児人口と妊婦一般健康診査受診実人数の関係

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	4 か年平均
受診実人数	304	298	289	284	294
0歳児人口 （4月1日現在）	192	189	182	181	186
受診実人数／0歳児人口	1.58	1.58	1.59	1.57	1.58

【参考】0歳児人口と妊婦一般健康診査受診実人数の関係

	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦（延べ件数）	2,032	2,028
乳児（延べ件数）	211	231

【確保方策の内容】

すべての対象者が健診を受けることができる体制を確保しています。妊娠中の健康管理のためには、早期の届け出と定期的な健康診査の受診が重要になるため、広く機会を捉えて啓発に努めていきます。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
対象年齢	0歳
算出方法	① 量の見込み算出 「令和2年度～令和6年度の推計人口（0歳児）」＝「量の見込み」

量の見込み（乳児家庭全戸訪問事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（受診人数）	160	153	147	143	138
確保方策（提供量）	160	153	147	143	138
過不足分	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

すべての対象者が健診を受けることができる体制を確保しています。訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援に努めます。

⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な教育の実施を確保する事業です。
対象年齢	0歳～18 歳の児童及びその保護者、妊婦
算出方法	① 利用実績の算出 平成 30 年度の家庭児童相談件数の結果から、同程度の割合で対象者がいると想定した。 ②量の見込み算出 ①で求められた式に数値を代入し、「量の見込み」を求めた。

量の見込み（養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（件数）	522	497	477	458	435
確保方策（提供量）	522	497	477	458	435
過不足分	0	0	0	0	0

【参考】児童相談種類別対応件数

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護相談	児童虐待相談	40	22	26	28	11
	その他の相談	35	50	42	75	41
保健相談						
障害相談	肢体不自由相談					
	視聴覚障害相談					
	言語発達障害等相談	1				
	重症心身障害相談					
	知的障害相談	22	16	25	20	11
	発達障害相談	1	7	2	12	5
非行相談	ぐ犯行為等相談	3	3	2		
	触法行為等相談					
育成相談	性格行動相談	9	8	9	12	3
	不登校相談	3	5	3	7	5
	適性相談					1
	育児・しつけ相談	5	4	10	9	
その他の相談					13	
計		119	115	119	176	77

【確保方策の内容】

保健師による訪問を実施し、母親の不安感や負担感の軽減を図るとともに、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図ります。

⑥ 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
対象年齢	未就学児、就学児等
算出方法	①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」 ※本事業では、すべての家庭類型が対象 ②利用意向（利用意向率×利用意向日数）の算出 ・利用意向率：当該事業を利用したまたは自宅で留守番と回答した者の割合 ・利用意向日数：「利用意向率」の対象者の平均日数 ③量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向」＝「量の見込み」

量の見込み（子育て短期支援事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（人日／年）	1,332	1,268	1,217	1,169	1,111
確保方策（人日／年）	1,332	1,268	1,217	1,169	1,111
過不足分（人日／年）	0	0	0	0	0

※市内には、当事業の実施施設はありませんが、近隣市町の施設等を有効活用するなど、提供体制を検討します。

【確保方策の内容】

本市では、本事業を行っていませんが、宿泊を伴う預かりに対するニーズの動向を見ながら、実施について検討します。また、保護者のニーズがあった場合に、近隣市の施設の受け入れが円滑に行われるよう、情報の収集と提供に努めます。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
対象年齢	就学児（小学生の一時預かり）
算出方法	①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数」 ※本事業では、すべての家庭類型が対象 ②利用意向（利用意向率×利用意向日数）の算出 ・利用意向率：当該事業を利用したまたは自宅で留守番と回答した者の割合 ・利用意向日数：「利用意向率」の対象者の平均日数 （該当者１人であり、各選択肢の日数合計が５日以上（40 日）であるため、各選択肢の日数合計に占めるファミリー・サポート・センターの回答日数（５日）の割合（（0.625 日）で計算） ③量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向」＝「量の見込み」

量の見込み（ファミリー・サポート・センター事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（人／週）	14	17	20	22	24
確保方策 子育て援助活動支援事業（就学後）（人／週）	14	17	20	22	24
過不足分（人／週）	0	0	0	0	0

【参考】ファミリー・サポート・センター事業の実績

		平成 29 年度	平成 30 年度
登録会員数（人）		186	119
	依頼会員数	85	44
	提供会員数	83	71
	両方会員数	18	4
サポート活動（件）		188	504
	預かり	88	102
	送迎	100	402
講習会		6 回開催　32 人受講	3 回開催　9 人受講
交流会		1 回開催　10 人参加	1 回開催　10 人参加

【確保方策の内容】

量の見込みは、現在の提供体制で十分に確保されていますが、事業の周知に努め、子育て家庭のニーズに対応できるよう利用促進を図ります。

⑧ 一時預かり事業

事業概要	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
対象年齢	【1号認定及び2号認定による利用】3～5歳 【その他の利用】主に 0～2歳
算出方法	【幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】 1．1号認定による利用 ①潜在家庭類型別児童数の算出 「潜在家庭類型別児童数」＝「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」 ※専業主婦（夫）家庭、短時間パートの家庭等が対象 ②利用意向の算出 利用意向＝不定期事業利用意向の平均日数（年間） ③量の見込み算出 「量の見込み」＝「潜在家庭類型別児童数」×「利用意向」 2．2号認定による利用（2号認定のうち学校教育の利用希望が強いと想定される者） ①潜在家庭類型別児童数の算出 「潜在家庭類型別児童数」＝「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」 ※共働き家庭（潜在含む）、ひとり親家庭等が対象 ②利用意向の算出 利用意向＝2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の就労日数（年間） ③量の見込み算出 「量の見込み」＝「潜在家庭類型別児童数」×「利用意向」 ※教育・保育事業の利用実績で「2.幼稚園の預かり保育」を回答し、かつ教育・保育事業の利用希望でも「2.幼稚園の預かり保育」と回答した人のみに限定した。 【上記以外の一般の一時預かり】 3．上記以外の利用（不定期の利用） ①潜在家庭類型別児童数の算出 「潜在家庭類型別児童数」＝「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」 ※すべての家庭類型が対象 ②利用意向の算出 利用意向＝不定期事業利用意向の平均日数（年間） ③量の見込み算出 「量の見込み」＝「潜在家庭類型別児童数」×「利用意向」 －1号認定における利用日数 －不定期事業利用における「ベビーシッター」及び「その他」の利用日数 ※対象とする家庭類型 A・B・C は、保育認定を受けることができ、一時預かりの受け皿はそちらで確保可能と見込まれることから、これら3類型については量の見込み算出から除外した。

量の見込み（一時預かり事業）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園のおける在園児を対象とした一時預かり、２号認定による定期的な保育（人日／年）		7,718	6,852	6,157	5,520	4,873
上記以外（人日／年）		606	565	532	502	470
確保方策	幼稚園預かり保育（人日／年）	7,718	6,852	6,157	5,520	4,873
	一時預かり事業（人日／年）	606	565	532	502	470
過不足分		0	0	0	0	0

【参考】一時保育の実績

		平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	伊部	249	606
	日生	185	157
	吉永	206	397
マイ保育園サポート事業利用者数（人）	伊部	84	121
	日生	25	18
	吉永	50	63

【参考】幼稚園における預かり保育事業の実績

	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人／月）	9,042	10,394

【確保方策の内容】

保育園、認定こども園で、量の見込みは現在の提供体制で確保されていますが、子育て家庭のニーズを把握しながら、必要量の確保を図ります。

⑨ 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。
対象年齢	0歳～5歳
算出方法	①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数」 ※本事業では、共働き世帯（潜在含む）、ひとり親家庭が対象 ②利用意向率の算出 保育園、認定こども園等の施設について 18 時以降、利用を希望する者の割合 ③量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向率」＝「量の見込み」

量の見込み（延長保育事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（人／年）	584	648	709	741	782
確保方策（人／年）	584	648	709	741	782
過不足分	0	0	0	0	0

【参考】延長保育の実績

	平成 29 年度	平成 30 年度
延長保育実績（人／月）	403	398

【確保方策の内容】

量の見込みは、現在の提供体制で十分に確保されています。

保護者の共働き家庭の増加や就労形態の多様化に対応するため、開所時間を超えた保育体制を整備し、安心して子育てができる環境を整備します。

⑩ 病児・病後児保育事業

事業概要	病児・病後児を、病院・保育園等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業です。
対象年齢	0歳～5歳
算出方法	①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数」 ※本事業では、共働き世帯（潜在含む）、ひとり親家庭が対象 ②利用意向（利用意向率×利用意向日数）の算出 令和元年度中に市内に事業所が開設したことにより、その利用実績を勘案して推計した。 ③量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向率」＝「量の見込み」

量の見込み（病児・病後児保育事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（人日／年）	4,366	4,156	3,988	3,829	3,639
確保方策（施設数）	15	15	15	15	15
（人日／年）	4,366	4,156	3,988	3,829	3,639
過不足分	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

令和元年６月から備前市国民健康保険市立吉永病院で１歳以上を対象に実施しているほか、「岡山県病児保育事業実施施設の相互利用の関する協定」により岡山県内の他市施設を利用可能としています。今後も関係機関と連携を図りながら、内容の充実及び市民への周知を図ります。

⑪ 放課後児童クラブ事業

事業概要	小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
対象年齢	小学校就学児童
算出方法	①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数」 ※本事業では、共働き世帯（潜在含む）、ひとり親家庭が対象 ②利用意向率の算出 当該事業の利用を選択した者の割合 ③量の見込み算出 「家庭類型別児童数」×「利用意向率」＝「量の見込み」

量の見込み（放課後児童クラブ事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（人／年）	低学年 312 高学年 328	低学年 307 高学年 325	低学年 303 高学年 325	低学年 290 高学年 311	低学年 281 高学年 306
確保方策（人／年）	640	632	628	601	587
過不足分	0	0	0	0	0

【参考】放課後児童クラブ事業の実績

	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	10	10
登録人数（人）	321	347
利用人数（延べ人数）	46,697	51,609

【確保方策の内容】

放課後児童クラブ事業に対するニーズは、年々高まってきていることからも、各小学校区の需給状況を把握し、定員に見合った放課後児童クラブの計画的な整備を行います。

また、放課後の居場所づくりの観点から地域学校協働本部、備前まなび塾＋と連携し、相互の役割分担と協力のもとに事業を推進します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用を助成します。

⑬ 多様な主体が教育･保育分野に参入することを促進するための事業

教育・保育施設への民間事業者の参入に関して、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置や運営を促進します。

このように、教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」において不足が生じており、新規参入の可能性があります。新規参入を認める際は、安心・安全な教育・保育が提供できるよう、施設・事業者の知識・経験などを見極めながら、適切に事業を展開することができるかを判断していきます。

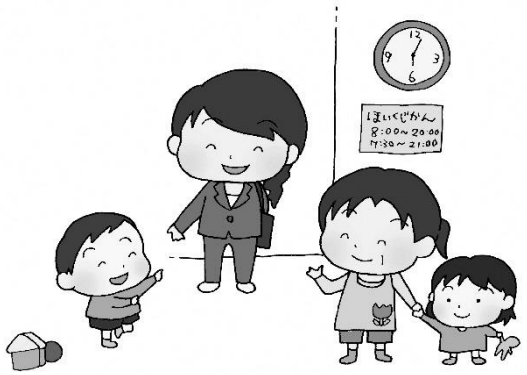

（２）幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の確保方策

前節で記載した教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の確保方策の一覧は、次のとおりです。

	認定区分・事業名		計画期間内の確保方策					
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位
平日日中の教育・保育	1号認定　3歳～5歳		150	141	133	124	114	人
	2号認定　3歳～5歳	幼児期の学校教育の利用が強い	107	107	107	106	103	人
		上記以外	429	430	429	422	404	人
	3号認定　乳児～2歳	0歳	30	27	26	24	23	人
		1歳～2歳	242	233	228	227	227	人
	計		958	938	923	903	871	人
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業		6	6	6	6	6	か所
	②地域子ども・子育て拠点事業		6	6	6	6	6	か所
	③妊婦及び乳児一般健康診査並びに産婦健康診査事業		160	153	147	143	138	人
	④乳児家庭全戸訪問事業		160	153	147	143	138	人
	⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		522	497	477	458	435	件
	⑥子育て短期支援事業		1,332	1,268	1,217	1,169	1,111	人日／年
	⑦ファミリー・サポート・センター事業 ※小学生の放課後の一時預かり	低学年（小学1～3年生）	7	8	10	11	12	人／週
		高学年（小学4～6年生）	7	9	10	11	12	人／週
		計	14	17	20	22	24	人／週
	⑧一時預かり事業	幼稚園預かり保育	7,718	6,852	6,157	5,520	4,873	人日／年
		一時預かり保育	606	565	532	502	470	人日／年
	⑨延長保育事業		584	648	709	741	782	人／年
	⑩病児・病後児保育事業		15	15	15	15	15	か所
	⑪放課後児童クラブ事業		640	632	628	601	587	人／年

（３）子ども・子育て支援事業推進体制の充実

① 幼児教育･保育の一体的な提供

ニーズ調査の結果によれば、幼稚園等の教育的な希望も一定数あります。既存の保育園においても、教育・保育の一体的な提供ができるよう、地域の実情に応じて教育的視点での事業推進を行います。

② 幼児教育･保育の無償提供の推進

令和元年10月より国による幼児教育・保育の無償化が開始されましたが、備前市においては平成29年度から０歳～５歳児の保育料の無償化を実施しています。今後、保護者の働き方や幼児教育・保育への関心から、教育・保育ニーズはますます多様化することが考えられるため、保育園等の需要に対して、保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。

また、岡山県などと連携しながら幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、保育士等に対する各種研修・講座の開催等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

③ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月１日から幼児教育・保育の無償化が実施され、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。この制度は“①市町村の確認を受けた施設”を“②市町村の認定を受けた子ども”が利用した際に要する費用を給付するものです。

本市では、子育てのための施設等利用給付にかかる申請について、各利用施設にとりまとめの協力を依頼し、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して情報等の共有を行い、適切な取組を進めていきます。

④ 子育て支援の必要な人材等の育成･確保

女性の就業率のさらなる上昇や保育の利用希望の増加が見込まれる中、国では平成29年６月に「子育て安心プラン」が発表されました。このプランでは、令和２年度末までに全国の待機児童を解消すること、令和４年度までに女性の就業率80％に対応できる保育の受皿を整備することとされています。また、保育の受皿拡大を進める中、担い手となる保育人材確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援等、総合的な対策が進められています。

女性の就業希望は年々上昇しており、今後も増加する保育ニーズへの対応が求められます。また、量の確保のみならず、質の高い教育・保育の提供のためには、保育士の業務負担軽減やキャリアアップ支援等、保育士が将来に希望を持ち、充実感を得ながら保育ができる環境づくりが求められています。本市においても保育士確保に向けて、保育士の業務負担軽減やキャリアアップ支援等保育士の確保及び働きやすい環境づくりに向けて施策を検討します。

⑤ 幼児教育・保育アドバイザー（仮称）の設置

国では、幼児教育・保育の質の向上と、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を保障する観点から、各市町村で教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーを配置することが進められており、本市においても、アドバイザーの設置を検討します。

第６章　計画の推進

１　庁内における各課の連携強化

本計画に携わる部署は、子育て支援課だけでなく、保健課、社会福祉課、介護福祉課、市民協働課、産業観光課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各課の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

２　関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市だけでなく、児童相談所などの関係行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、地域住民の協力が不可欠です。

そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

３　国・県との連携

市の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

４　計画の点検評価

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「備前市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

資料編

資料１　備前市子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日

備前市条例第26号

（設置）

第1条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定により、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、備前市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条　会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。

(2)　特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

(3)　子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。

(4)　次世代育成支援対策に関する事業及びその推進に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

（組織）

第3条　会議は、委員20人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験者

(2)　子どもの保護者

(3)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4)　関係機関又は関係団体から推薦された者

(5)　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条　会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議等）

第6条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第7条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（備前市次世代育成支援対策推進協議会条例の廃止）

2　備前市次世代育成支援対策推進協議会条例（平成21年備前市条例第26号）は、廃止する。

（備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

3　備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年備前市条例第51号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（任期の特例）

4　この条例に基づき最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

（会議招集の特例）

5　第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

資料２　備前市子ども・子育て支援対策会議規程

平成25年10月1日

備前市訓令第8号

（設置）

第1条　市の子ども・子育て支援施策を円滑に推進するため、備前市子ども・子育て支援対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　備前市子ども・子育て支援行動計画の策定に関すること。

(2)　子ども・子育て支援対策の総合的な企画及び調整に関すること。

(3)　就学前教育のあり方に関すること。

(4)　幼保一体型施設整備に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条　対策会議は、庁議の構成員（備前市庁議設置規程（平成17年備前市訓令第3号）第2条に規定する庁議の構成員をいう。）をもって組織する。

2　対策会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は市長を、副会長は副市長をもって充てる。

3　会長は対策会議の会務を総理する。

4　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条　対策会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2　会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3　会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者に対策会議の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4　前3項に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

（専門部会）

第5条　対策会議は、所掌事項に関する専門事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

2　専門部会は、会長が指名した者をもって組織する。

3　専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、当該専門部会に属する者の互選により定める。

4　前3項に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、部会長が当該専門部会に諮って定める。

（庶務）

第6条　対策会議及び専門部会の庶務は、保健福祉部子育て支援課又は教育委員会幼児教育課のうち、所掌事項に応じ主体となる課において処理する。

（委任）

第7条　この訓令に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

（備前市次世代育成支援対策会議設置規程の廃止）

2　備前市次世代育成支援対策会議設置規程（平成17年備前市訓令第86号）は、廃止する。

附　則（令和元年8月5日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

資料３　備前市子ども・子育て会議委員名簿

No	氏名		号委員	任期	備考
1	秋　川　陽　一	関西福祉大学 教授 / 学識経験者	1 号委員	H31.4. 1～ R 3.3.31	
2	清　家　彩　菜	公募委員 / 未就学児保護者	2 号委員	H31.4. 1～ R 3.3.31	
3	京　江　直　美	公募委員 / 未就学児保護者	2 号委員	H31.4. 1～ R 3.3.31	
4	湊　　照　代	(特) ふれあいサポートちゃてぃず 代表理事	3 号委員	H31.4. 1～ R 3.3.31	
5	光　石　美智子	備前市放課後児童クラブ連絡協議会 代表	3 号委員	H31.4. 1～ R 3.3.31	
6	木　村　和　陽	和気医師会　代表	4 号委員	H31.4. 1～ R 3.3.31	会長
7	武　本　満　子	備前市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡部会 部会長	4 号委員	H31.4. 1～ R 3.3.31	副会長
8	横　内　博　昭	ＮＴＮ㈱岡山製作所 管理部 人事教育課長	4 号委員	H31.4. 1～ R 3.3.31	
9	下　野　政　嗣	備前市社会福祉協議会 事務局長	4 号委員	H31.4. 1～ R 3.3.31	
10	井　上　博　子	岡山県備前保健所　東備地域保健課長	4 号委員	H31.4. 1～ R 3.3.31	
11	嘉　數　佐千子	備前市校長会 代表	4 号委員	H31.4. 1～ R 3.3.31	
12	森　本　博　子	備前市子育てボランティア	5 号委員	H31.4. 1～ R 3.3.31	

※作成時の委員を掲載しています。

資料４　用語定義

	用語	定義
1	子ども・子育て関連３法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる（法第 61 条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第 77 条第１項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第 138 条の４第３項で定める市長の付属機関）
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第２条） ※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満３歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう
5	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第７条）
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第２条第６項に規定する認定こども園、「学校教育法」第１条に規定する幼稚園及び「児童福祉法」第 39 条第１項に規定する保育園をいう（法第７条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育園（教育・保育施設）を通じた共通の給付（法第 11 条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない（法第 27 条）

	用語	定義
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業　（法第７条）
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付（法第 11 条）
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう（法第 29、43 条）
12	小規模保育	主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が６人以上 19 人以下で保育を行う事業（法第７条）
13	家庭的保育	主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が５人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で､家庭的保育者による保育を行う事業（法第７条）
14	居宅訪問型保育	主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅においで家庭的保育者による保育を行う事業（法第７条）
15	事業所内保育	主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか､地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第７条）
16	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み（法第 19 条） 【参考】認定区分 ・１号認定子ども：満３歳以上の学校教育のみ（保育を必要としない子ども）の就学前子ども ・２号認定子ども：満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・３号認定子ども：満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
17	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、１号認定子ども、２号認定子ども、３号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度（法第 31 条） ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う
18	幼児教育・保育の無償化	令和元年 10 月より、幼稚園・保育園・認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子どもや、住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子どもの利用料が無償化。備前市においては平成 29 年度から０歳～５歳児の保育料の無償化を実施

	用語	定義
19	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業（法第 59 条）
20	新・放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小１の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進することを目的としたプラン
21	小１の壁	保育園・幼稚園の延長保育などを用い、仕事と育児の両立をされていた共働き家庭等が、放課後の保育がない小学校入学を機に、仕事と育児の両立が困難になる状況
22	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいないため放課後の家庭保育に欠ける児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とした事業
23	放課後子供教室	地域住民等の参画を得て､放課後等にすべての児童を対象としで学習や体験・交流活動などを行う事業
24	地域学校協働本部事業	学校の求めに応じ、環境整備・登下校の見守り・授業の補助等の必要な支援を地域住民等によるボランティアが行う体制を構築する事業
25	まなび塾＋（プラス）	学習意欲の向上と学習習慣の確立・体験を通じた学習意欲喚起等を目的に、土曜日や長期休業中等に市内各地の公民館等で補充学習や体験学習を行う事業
26	放課後学習サポート事業	地域の人材が放課後に児童の補充的な学習を支援することで､児童の基礎学力の定着を図る事業
27	子どもの貧困対策	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備、教育の機会均等を図る取組
28	子育て世代包括支援センター「すこやかびぜん」	妊娠期から、出産、育児にかかわる各種手続きや、保健師・助産師による総合的な相談対応を行う施設

第２期
備前市子ども・子育て支援事業計画

発行年月　　令和２年３月
発　　行　　備前市
〒705-8602
岡山県備前市東片上 126 番地
TEL　0869-64-1853